

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年12月6日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから令和元年平泉町議会定例会12月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

日程に入るに先立ちまして、発言の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

日程に入る前に、議案書参考資料の訂正をさせていただきたいというふうに思います。

議案書参考資料25ページ、議案第61号、新旧対照表の参考資料の26ページの欠格事由第9条中に間違いがありましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

さきに配付させていただきました正誤表により説明をさせていただきます。正誤表の左の欄の……9条になります。正誤表左の欄の大体中間ごろになりますけれども、9条になります。委員会の委員、若しくは委員が代表者その他の役員となっているところであります。第9条の（1）であります。正しくは、「若しくは委員」というのを削除をしていただくということになります。点までか、点。委員会の委員、若しくは委員が代表者その他の役員となっておりますけれども、委員会の委員の次の点がありまして、「若しくは委員」までが削除ということになります。大変申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、議案第69号から日程第2、議案第70号までの事件案件2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、契約案件1件、事件案件1件、計2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書その2の1ページをお開きください。

議案第69号、平泉町社会教育施設整備事業施設整備契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

平泉町社会教育施設整備事業施設整備に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約名、平泉町社会教育施設整備事業施設整備契約。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山地内。

契約金額、11億1,595万円、消費税及び地方消費税の額を含みます。

請負者、平泉町社会教育施設整備事業共同企業体、代表者、岩手県一関市竹山町6番4号、株式会社平野組、代表取締役社長、須田光宏。

次に、2ページをお開きください。

議案第70号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び平泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

対象施設名、仮称平泉町社会教育施設。

施設の所在地、岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山25番地。

指定管理期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

指定者、住所、東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3。

団体名、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表者名、代表取締役、関口昌太郎。

提案理由でございますが、仮称平泉町社会教育施設の管理を行わせるため、仮称平泉町社会教育施設設置条例に基づき指定管理者を指定しようとするものでございます。

以上、提案いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第1、議案第69号から日程第2、議案第70号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第70号まで契約案件1件、事件案件1件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

議長(佐藤孝悟君)

再開をいたします。

議長(佐藤孝悟君)

日程第3、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番(真竈光幸君)

5番、真竈光幸です。

質問通告5番、真竈光幸であります。

令和元年度定例会12月会議におきまして、質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

今回、質問させていただきますのは、大きく2件であります。

1件目は、平泉町内の文化財保護について3項目の質問をいたします。

4月に発生いたしました世界遺産パリのノートルダム寺院火災、また、沖縄県首里城の焼失など、本年は貴重な文化遺産が相次いで火災焼失するという事態が起きてしまいました。

4月のノートルダム寺院火災を受けて、文化庁は国宝や重要文化財の建造物を緊急調査いたしました。それによりますと、国宝、重文建造物計4,543棟のうち消火設備が未設置だったのは504

棟、全体の11%であります。設置や改修から30年以上経過していましたが871棟、全体の19%であります。20年以上30年未満が533棟、全体の12%に上りました。また、設備の漏水やポンプの故障なども多数報告があったとされております。

そこで、1つ目に、本町における国宝、重要文化財、計6棟の建造物や保有する文化財を守るための消火設備の老朽化点検や設置状況などの点検は十分に行われているのか、その状況を伺うものです。

2つ目に、そうした建造物の耐震化や所有する文化財の防犯対策など、所有者への支援の状況について伺います。

3つ目に、町内の近世社寺建築、江戸時代中期以降に建立された神社仏閣の遺構数は大変多いのですが、いまだ十分な調査と価値づけがなされていません。町内の重要な遺産である、こうした建造物や所有する美術工芸品などの保護措置について、どう進めてまいるのか、その見解を伺います。

2件目の質問は、いじめ問題についてであります。

2項目の質問をいたします。

全国の小中高校で平成30年度に認知されたいじめが、前年度から約13万件増加をいたしまして54万3,933件と過去最多を更新したことが、10月17日、文部科学省が実施をいたしました問題行動・不登校調査でわかりました。特に小学校で前年より3割以上も増加し、心身に大きな被害を受けるなどの重大事態も602件で過去最多となっております。

調査報告書を見ますと、学校別のいじめ認知件数は小学校42万5,844件、中学校9万7,704件、高校1万7,709件、特別支援学校2,676件となっております。重大事態が602件、自殺者が332人、うち9人がいじめが原因とされております。

小中の不登校児童生徒数も過去最多の16万4,528人、暴力行為も小中高で7万2,949件となり、特に小学校で大幅に増加しております。

いじめの件数が大きく増加した理由としては、以前は悪ふざけの範囲内と考えられていたものでも、積極的にいじめと認定し、早期に学校現場が対応している結果と捉えられています。

そこで、こうした憂慮すべき重大な事態に、どう取り組みを新たにするのかの見解を伺います。

2つ目に、いじめや虐待に悩む子供たちに、自身を守るための法律の知識や考え方を身につけさせる教育の必要性について見解を伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

文化財保護についての（1）と（2）になりますし、2番のご質問のいじめ問題についての（1）（2）につきましては教育長のほうから答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは、1番の文化財保護についてのご質問の3番目になります。町内の近世社寺建築、江戸時代中期以降に建立された神社仏閣の遺構数は多いが、まだ十分な調査と価値づけがなされていない。町内の重要な遺構である、こうした建造物や所有する美術工芸品などの保護措置への取り組みについて見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

町内に所在する社寺建築につきましては、ご指摘のとおり、調査と価値づけが弱い状況にあります。これら未指定の文化財も平泉の文化を支える大事な文化財であることから、この保存及び継承については課題となっております。これについては、さきの文化財調査委員会会議において協議し、今回、建造物の指定に向けた調査を行うこととしたところであります。今年度中には建築の専門家をお招きし、指定候補となる建造物の現地調査及び指導を受けることとしております。これを契機に調査を継続的に実施し、未指定文化財の掘り起こしを図ってまいりたいと考えているところであります。

私からは、以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

真篋光幸議員からのご質問にお答えします。

はじめに、1番の文化財保護についてのご質問の（1）ノートルダム寺院大聖堂火災や沖縄首里城の火災焼失を踏まえ、本町の重要な建造物や保有する文化財を守るための消火設備の老朽化対策や設置状況等の点検は十分か、その状況を伺うのご質問でございますが、4月15日のノートルダム大聖堂火災を受け、4月24日と5月22日の2回、防災消火設備の確認及び防火防犯状況の現地確認を実施しております。特に5月22日の調査は、一関西消防署平泉分署と合同で、町内に所在する国宝及び国県指定文化財の全てを対象としたもので、防災消火設備の確認及び防火防犯状況を現地に於て確認したものです。調査の結果は、設備に問題がないことを確認し、その調査結果は文化庁並びに県教委にも報告をしております。

10月31日の首里城正殿の火災を受けてからの対応については、同日に火気管理を徹底、防火体制の再確認の注意喚起を各所有者に対して行い、さらには、11月25日に国宝重要文化財及び県指定文化財の防火状況調査を改めて実施し、設備には問題ないことを確認しておりますが、老朽化が進んでいる設備もあるため、今後、文化庁、県教委の指導を受けながら、防火設備の更新を適切に進めていきたいと考えております。

次に、（2）の建造物の耐震化や防犯対策など、所有者への支援の状況を伺うのご質問にお答えいたします。

国宝、重要文化財につきましては、建物の耐震診断を実施し、その結果、耐震化が必要と認められた場合は、文化庁指導のもと、国庫補助金を受けながら耐震対策工事を実施することになります。今のところ、人が立ち入る可能性のある国宝、重要文化財についてですが、旧覆堂につきましては耐震診断が実施されており、耐震性に問題がないことを確認しております。近年では、白山神社能舞台の耐震工事の支援を行っております。平成26年と平成27年に耐震診断を実施し耐

震補強が必要と判断されたことから、平成28年に耐震補強工事を実施し、国及び県の補助の他町からの補助金も支出し、所有者への支援をしたところであります。

また、それ以外の国宝、重要文化財につきましては、今後、耐震診断を実施することになりますが、地震が発生した際の避難方法や経路、退避場所、応急処置及び関係機関への連絡等の対処方針を定めていただいております。その内容につきましては文化庁に報告をしているところです。防犯対策については、冒頭でお答えしました防災消火設備とあわせて調査を実施しており、問題ないことを確認しております。

町としましては、文化庁、県教委の指導を受けつつ、指定文化財の耐震診断及び防犯対策について適切に務めていきたいと考えております。

次に、2番目のいじめ問題についてのご質問の、全国の小中高校で平成30年度に認定されたいじめが過去最多となった。特に小学校での増加が大きい。こうした憂慮すべき重大な事態にどう取り組みを新たにするか見解を伺うのご質問にお答えします。

本町においては、平成30年度中に学校がいじめと認定した件数は、小学校で24件、中学校では32件、合計56件です。このうち重大事案とみなされた事案はありませんでした。小学校においては、1年生から3年生までの件数が17件、4年生から6年生までが7件です。中学校においては、1年生が22件、2年生が7件、3年生が3件です。小中どちらにおいても、学年が上がるにつれて件数は減少傾向が見られます。さらに、このうちの多くが冷やかし、からかい、悪口、嫌なことを言われるといった内容のものでした。また、平成29年度においては、小学校では10件、中学校では13件で合計23件でした。前年と比較すれば33件の増加で約2.4倍です。全国と同様に増加傾向にあるわけですが、一方では、各学校においていじめはあってはならないことの指導の成果であり、いじめを見逃さないという価値観が教職員、児童生徒に浸透した結果であるとも見ることができると考えます。現にいじめの認知件数は増えてはいるものの、教育相談や児童生徒への指導を通して短期間のうちに解消しております。

次に、いじめや虐待に悩む子供たちに法律の知識や考え方を身につけさせる教育の必要性について見解を伺うのご質問にお答えします。

いじめに悩む場合については、各学校において定期的な聞き取りや教育相談があり、児童生徒はそれを機会に先生に相談することはおおむねできていると評価しています。小学校においては、相手を傷つけるちくちく言葉を使うことはやめようとか、相手を思いやるふわふわ言葉をたくさん使おうのような取り組みが行われており、児童にも浸透しているようであります。中学校においては、主に情報モラルの学習の中で、どういった場合に相手を思わず傷つけてしまうのかについて学んでいるようであります。

続いて、虐待に悩む場合については、児童生徒の様子を先生方が見て、変化がある場合には家庭での様子を聞き取るなどしているということです。法律の知識や考え方を身につけさせる教育の必要についてであります。児童生徒は、まずは道徳教育や家庭科の学習を通して家族の大切さや家庭のよりよいあり方を学びます。また、これについては一度に学ぶのではなく、長年を通じて、さらにそれらの見方を広げたり考えを深めていきながら、家族、家庭の価値に気づいたり

深めたりしていくものです。学校教育の中だけでなく、世の中のニュース等からひどい様子について知るわけでありますが、その広がりの中で法律や考え方の学びを進めていくことになると思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

何点か再質問をしたいと思います。

なお、一問一答ですから、1問ずつお尋ねをしまいたいと思います。

2回の点検の結果、防火防犯状況に問題はないとの答弁をいただきました。設置後の年数など、具体的にもうちょっと詳しく説明をいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

設置につきましては、それぞれの個々の文化財についての年数については、大変申しわけありませんが、把握しておりません。大きく言いますと、中尊寺境内関係につきましては昭和57年、昭和58年、昭和59年度と中尊寺防災設備計画、境内全体の防災設備の事業を行っております。それ以降、何回かは改修はしておりますが、その年数については大変申しわけありませんが、詳しくは把握してございません。多くは中尊寺境内のほうに国宝、重要文化財の建造物がありますので、それ以降、何回かは改修をしているふうには聞いております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

老朽化対策をしていかなくちゃいけないという答弁もあるわけですが、老朽化している設備というのは具体的に何を指しているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

まず、消防関係設備のほうで消火設備、それから、火災報知器等一般的な防災消防設備全て網羅しているかと思います。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

自動火災報知機や、または放水銃なども当然防火設備の改修に入るのだと思いますが、そういった改修費用、または放水銃などがいない場合、新設をしなくてはいけないということになるのか

と思うのですが、そういった新設機材の更新を適切に進めていくという答弁をいただきましたが、かかる費用は所有者が負担して、町は文化財防災費の補助額の増額をしていくという理解でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

先ほど教育長のほうの答弁にもありましたとおり、国宝、重要文化財等の防災設備の改修事業につきましては国庫補助、県費補助がございます。残りの分については所有者負担ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、白山神社能舞台におきましては、所有者の負担を軽減するために町からも補助金を支出しているということになっております。これから、そういうものがある場合には、当然所有者と協議して、所有者の経費の負担能力等を考慮いたしまして適切に判断していくということになります。

今現在、中尊寺のほうで防災設備の改修等を計画しておりますので、中尊寺の今の覆堂、それから、讃衡蔵は建設から相当年数がたっております。これにつきましては、ことし、来年中には新たに更新するというようになっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

では、別の観点からお尋ねをいたしますが、万が一の焼失に備えて、建物の設計図または所有している美術工芸品の写真などを電子データで保存すべきと考えておりますが、取り組みとして実施はされておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

大変申しわけありませんが、具体的には私は承知しておりませんが、指定の段階での、調査の段階で、全ての建造物等については、設計等については調査しているというふうに考えておりますので、そのあたりについては資料はあるものというふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

国宝第1号、金色堂、または覆堂については重要文化財、それらについては当然そういった設計図、また、材質等についての資料はあろうかと思いますが、例えば、県指定文化財のそういった白山神社のもの、または法泉院の庫裏とか、中尊寺の本堂の表門も県の指定文化財になっておりますが、これらについての、もし万が一、焼けたといった場合に、復元に要する設計図についての進め方というのについては何か、今まで備えなくてはいけないようなことで打ち合わせとか、

所有者との話し合いというものはあるのでしょうか。

(発言する声あり)

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

もし仮に文化財が焼失した場合、それを復元できるのかというようなご質問かとは思いますが、法泉院の小前沢坊につきましては保存修理しております。その時点で、全て内容については図面のほうにきちんと落としておりますので、もし焼失しても復元できるかというふうになれば、形上はできるかと思えます。ただ、材質だとか、さまざまな面できちんと、もうそのとおり復元できるかというのはちょっと難しいかなと。現実的には、今の法泉院の小前沢坊につきましては、新たな部材なども使いながら保存修理しておりますので、そのあたりにつきましては、完全な形というのは今の段階では難しいのですが、もし復元するというのであれば可能かなというふうには思えます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

その復元というのは、首里城がなかなかできない理由というのはそういうことなのです。当時と同じような材質ではできない、台湾から輸入ができないということで非常に難しいものがあります。忠実なものが復元であって、形だけのものは復興でしかないわけなので、重要なものについては、ぜひ建物の設計図、または復元に要する写真データは当然のことながら備えておかなければいけないと思いますので、今後とも、それについての検討は進めておいていただきたいと思えます。

建物の耐震化や寺社、文化遺産センターなどが所蔵する美術工芸品の防犯対策にも万全を期すべきと思いますが、文化財管理の指針について、所有者へどのように示されているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

大変申しわけございませんが、指針等については、私は承知しておりません。もしあるのであればですが、文化財の所有者の管理ということになりますと、一般的な重要なものの所有者の管理と同じではないかなというふうに考えております。文化財に関するさまざまな保管あるいは所有する際の注意事項につきましては、文化庁のほうからこういう形という指針はあるかと思えますが、その詳細については、大変申しわけございませんが、承知しておりません。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

防犯対策については問題がないという答弁でありましたけれども、所有する美術工芸品等の盗難も多発しておる中で、防犯カメラ等の設置も万全を期していかなくてはならないという必要性があると思います。こうした文化財の指定を受けていない建造物も多数ある中で、こういった盗難防止と申しますか、それらについての対策についてはどのような形で進められているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

一般的に所有者が本来所有する物件等について防犯あるいは防災等に十分注意する一般的な貴重品、そういうものに注意して管理していくということでございますので、それについてどのような指示というか、方策というかというのはこちらのほうではわかりませんが、一般的には大事なものというふうに所有者が認識しているのであれば、大切に保管、保有しているのではないかなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

96年前の大正12年9月1日に起きました関東大震災は、マグニチュード7.9の大地震と台風が重なった複合災害でありました。一方で、数十年に一度、過去に経験のないような記録的な豪雨災害が、今後も全国各地を繰り返し襲う可能性があると考えなければいけません。強風や大雨による倒木での建造物破壊にも当然備えていかなければならない防災への取り組みだと考えますが、周辺の支障木、もしくは枯死している枝、幹などの伐採なども事前予防として取り組まなければならないのですが、こうした文化財保護についての見解を伺っておきます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

地震あるいは強風による被害ということでございますが、今、史跡指定になっている中尊寺あるいは毛越寺あるいは町が管理している観自在王院庭園でございますが、それにつきましての支障木については、文化庁のほうに現状変更あるいは通常の管理等、内容によりましては、さまざま届け出、申請等をしながら、支障があるという場合には適切に管理していくということでございます。

現在、毛越寺のほうでは支障木が、木のほうが相当大きくなっております。現在、文化庁のほうの補助事業を受けまして、支障木等あるいはもう既に枯れている木などにつきましては、1本1本確認いたしまして適切に処理しているということになっております。あと中尊寺につきましても同様に、寺のほうの管理ではありますけれども、その際につきましても適切に行っていると。観自在王院につきましても、木が大きくなり過ぎているところもありますので、現在、保存修理

事業を実施している途中でございますが、その中におきまして、支障のある木につきましては適切に管理していく、あるいは処理していくというふうになるかと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

では、次に、近世社寺建築について伺ってまいります。

これらについては、昭和52年から平成2年度にかけて、都道府県別に管下の遺構の保存状況について緊急調査が行われております。これらは重要文化財指定を促進するなどの保存対策を講ずるための基礎資料を収集することを目的に、文化庁主導のもとに行ったものであります。

岩手県では、平成元年3月の県文化財調査報告書第19章によりますと、調査年度は昭和62年から昭和63年、件数が130件、167棟の調査をしております。本町におきましては4棟の調査にとどまっております。白山神社能舞台、法泉院庫裏、本堂、中尊寺本坊表門、そのうち3棟が県の指定文化財になっております。調査の後に、奈良国立文化財研究所が成果を整理し保存の検討を行っております。そこで課題として上げられましたのが、1つに、予備調査をもとに調査対象を選んだが、重要遺構の遺漏がある。2つ目に、江戸時代中期以降の建立年代が新しい遺構の調査が十分に行われていないと見解を示しておるわけであります。

当時の調査では、町内の調査件数がわずかに4棟であり、重要な建築物で遺漏した未調査の建造物は、現在著しく老朽化しております。早急な保全修理が必要な状況にもあります。しかしながら、専門家の関与もなく修理が行われた場合、価値を大きく損なってしまうおそれがあります。文化財保護のための本町としての調査が急がれていますが、価値を著しく下げってしまった建造物も中にはあります。

こうした貴重な文化財を保護するために、今回、町指定文化財建造物の指定に向けた調査を行うとの答弁をいただきましたことを、まことにうれしく思うものであります。今年度内に調査を行うとする調査団の構成を教えてくださいませんか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

今回、調査をお願いするのは調査団ではなく、専門家1名というところになります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

それは建物の専門家という意味ですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

そのとおりです。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

これを契機に調査を継続的に行うというふうにご答弁をされました。今後行う調査は、建造物のみならず美術工芸品、もしくは文書などもその対象としているのかを伺っておきます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

まず、未指定の文化財につきましての掘り起こしでございますが、大変こちらのほうでも資料が不足していると。住民の人たちにさまざまな面で、貴重なものがあるかどうか、価値のあるものがあるかどうかというのはこれから調査していくことになるかと思っております。その中で、今回は建造物ということになりますが、今後、美術工芸等にも広げていきたいなというふうには考えておりますが、今現在、うちのほうでは無量光院跡、観自在王院跡、あるいは金色堂の修理、毛越寺庭園の整備とさまざまな事業を抱えておまして、なかなかそちらのほうの調査までは手が回っていないという状況でございますが、やらないというわけではありませんが、少しずつではありますが実施してはまいりたいと。全ての文化財において、無形文化財におきましても調査をしていきたいなというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

平泉町の景観形成基本方針について、少し伺っておきます。基本方針では、1つ目に歴史的遺産とその周辺の要素を保全する、2つ目に文化的景観に調和する建物のたたずまいを守るという項目があります。長島地区につきましては風土景観地区Bとされておりまして、風土景観資源には入っておりません。が、こうした1と2に該当する遺産はあるというふうに考えます。

一方で、文化財保護法では、保護の対象となる文化財は、1つが有形文化財、先ほど答弁いただいている建造物になります。そして、2つ目が無形文化財、3つ目が民俗文化財。民俗文化財というのは信仰や年中行事に関する風俗習慣であります。これらにつきましても、長島地区の小島神社、八雲神社では、この3の民俗文化財に合致する例祭が毎年催行されております。その還幸祭における献膳行列は、近郊には少ない希少な風俗習慣でもあります。特に八雲神社には見る人を魅了する獅子舞という貴重な風俗習慣もございますし、社寺建築の調査とともに、こういった観点からも、平泉町景観形成基本方針と景観地区の見直しも必要ではないかと思っておりますが、検討いただけないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

景観地区の見直しということでございますけれども、長島地区方面では、今現在では歴史景観地区の指定はないのでございますけれども、今後、文化的建物が新たに指定になったとか、そういう状況経過を踏まえまして、その際にはまた検討していくことにいたしたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

真籠議員。

5 番（真籠光幸君）

社寺建築は伝統的な建築の中でも最も高度で複雑な技術を必要とする建築であり、我が国の誇る木造建築文化の中核であります。保存措置が急がれておりますので、ぜひにも、そういった民俗文化が建造物を取り囲む、地域の人々が守り伝えているもの、これらのものも踏まえて、ぜひ景観地区指定についても検討いただきたいというふうに思います。

世界遺産に登録された遺産というのは、あくまでも代表選手だということでございます。そもそも遺産の価値とは、地域全体の価値や魅力を打ち出し、地域でしっかり共有されていることが大事だと考えます。そういった意味で、近世社寺建築の重要性と、その形を守り風俗行事を伝承している長島地区の景観地区指定も、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

質問を変えます。

いじめについて伺います。

子供から相談を受けた教師がいじめと判断する指針はどのようになっているかを伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

基本的には本人からの申し出ということになりますが、各学校で行っているいじめの把握は年に何回か行うアンケート、その中で子供から、例えば、最近は本人が嫌と感じたということも全てカウントするというふうな形、先ほど申しましたように、数が増えているのはそういうケースが多いわけではありますが、というようなことで、子供から訴えがアンケートの形で出てきているというふうなことが全て含まれるだろうと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真籠議員。

5 番（真籠光幸君）

どこからがいじめかという、先ほどの教育長答弁のとおり、被害者が嫌だと思ったら、それはいじめだということでもあります。たとえ加害者がいじめではなくて悪ふざけだったとか、先生がいじめでなく遊びではないかと思っても、これは法的にはいじめということになる。

そこで、いじめ防止対策推進法第13条学校いじめ防止基本方針の実際の基本計画をお示しいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平泉町のいじめ防止基本方針というのを制定してはありますが、基本的には、いじめの未然防止、早期発見、対処、この流れで取り組むというふうな形で方針を打ち出しているところでもあります。最も根本的な考え方としては、人間尊重・郷土理解の精神を根幹に、地域社会の未来を望み、健康で豊かな情操と道徳性を備え想像力に富んだ、心優しい人間形成と、歴史と文化薫る生きがいと満ちた心身ともに健全な子供の育成を図る、これが大目標というふうな形です。その後具体的な取り組みが出てくるわけですが、そういった形で行っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

被害児童のSOSはどのような形が出るかわからないわけですが、教員が個人で解決しようとしなくて、組織で対応することが必要だというふうにされるわけですが、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法では、重大事態として心身などに大きな被害が出る1号事態と、長期欠席を余儀なくされる2号事態を規定しています。平成30年度の文科省の問題行動・不登校調査によると、平成30年度の1号事態は270件でありました。2号事態が420件。ともに過去最多で、特に1号事態が5年連続で増加しています。また、数字にあらわれていないいじめ、教員が気づいていないいじめがもっとあると思われます。こうした結果を対策に役立てて、組織としての発見、対応力の強化を図るべきではないかと思えます。第22条にある学校におけるいじめの防止等の対策のための組織ということでは、どのような形で形成されているかお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほど申しましたいじめ防止基本方針にのっとり、各学校での方針、取り組みというものがなされているわけですが、今、具体的にそれぞれの学校でというふうなことで、ちょっと資料をもう一回見なければなりません。基本的には全校体制で学校長を中心とした組織をつくり、そして、プロジェクトチームとして、先ほど議員がおっしゃるように、担任が1人で抱え込まないというふうな形で、例えば教務主任とか、生徒指導とか、養護教諭まで含めて組織をして対策に当たっているというふうにしていくことになるかと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

やはり初期の悪口を放置しない、その後にエスカレートしないように最初に芽を摘んでおくといった初期予防が大事だというふうに考えます。

いじめや虐待に悩む子供たちに法律の知識や考え方を身につけさせる教育について伺います。

子供の日常における法的トラブルを学習させ、例えば、スマートフォンできもい、死ねと、数

人がターゲットとする友達にメッセージを送ることは、これは刑法222条、自殺を唆す自殺教唆罪もしくは自殺関与及び同意殺人に該当するものであります。階段から突き落とせば刑法208条の暴行罪が適用されます。暴言や暴力を伴ういじめは、法に触れる触法行為であります。こうしたことを学ばせることで、加害者側の子供にも自制させる効果があるのではないかと思います。何よりも、自分自身を守るための方法と知識を子供たちに学ばせることは大事だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

お話しのように、発達段階に応じて、何が悪いことなのか、あるいは何が法に触れるのかということについて学ばせていくということは大変大事なことであろうと、そのように思います。と同時に、基本的には、どのような人間関係づくりをしていったらいいのかということ学ばせることも、基本として大事ではないかなと思います。自主的に問題を考え議論する、これは到底小学校低学年でできる状況ではありませんが、先生が話をしあげるといふふうなことになるかと思いますが、成長していくに従って、今、お話ししたような議論をしていくといふふうな中で、例えば、コミュニケーション能力をつけさせてあげる、あるいは基本的な生活習慣がどうあればいいかといふふうなことを話し合っていく。それから、授業とか行事に主体的に参加をするといふことの大切さ、その中で得られる成就感とか達成感。そして、家庭生活の中では、今、お話しのように、メディアをめぐる本当になかなか把握できない問題がたくさんあります。SNSで村八分にしてみたり、いわゆる言葉によって相手をいじめるといふふうなこともたくさん出てきているわけですが、そうしたようなことについて、お話しのように、いわゆる人間として法のもとに平等に生きているのだといふふうな、そういうような考え方を繰り返し繰り返し植えつけるための努力を、学校及び家庭、地域全体でしていくことが大事なのかなといふふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

真竈議員。

5 番（真竈光幸君）

子供たちに身を守る方法、手法を学習させて事前に防いでいく。もし苦しい思いをしていけば、SOSの出し方も学習させて救ってあげるような学校の環境づくりをつくっていく必要があるのではないかと思います。そういった観点でもう一度お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

まさにおっしゃるとおりだといふふうに思います。

そうした努力は、町内の各学校ではされているといふふうに思っていますし、これからも子供が進んでといひますか、担任や、あるいは親たちに訴えができるような、そういう環境づくりと

いうふうなことは、今後も続けていかなければならないというふうに思っています。現在のところ、それは十分とは言えないかもしれませんが、できていることが、重大事態が本町で起きていないということのあらわれかなど、そんなふうに思っています。

議長（佐藤孝悟君）

真籠議員。

5 番（真籠光幸君）

時間的に最後になりますが、子供たちに学ばせる教材として「こども六法」という本が最近刊行されて話題を呼んでおります。早速注文して読んでみました。法律の難解な条文の全ての漢字に振り仮名を振って、やわらかな文章にして、イラスト入りでわかりやすく解説しているものがあります。作者の山崎聡一郎さんという方ですが、小学生のときにいじめを受け苦しんだことから、自分と同じ立場の子供たちにどうすれば身を守る方法を伝えられるかという問題意識を持って、いじめ問題解決をテーマに研究されている方であります。本の後半ではいじめで悩んでいる君へとして、受けた被害を日記に記録したり、壊されたものを取っておいて証拠を残す方法などを紹介して、助けてくれる人は必ずいる、いじめから逃れることを諦めないでというメッセージを添えております。

答弁をいただきました中で、家族、家庭の価値を学ぶことが大事であり、法的な知識については学校教育の中ではないという見解を示されました。受けたいじめは刑法232条の親告罪、つまり被害者から発信しない限り、検察官は裁判を起こすことができません。自分が訴えなかったら救われず、人権を明らかに侵害されているのに誰も守ってくれないという現実がそこにあるのです。答弁にもありましたが、本町におきましても平成30年度に認定されたいじめは56件もある。子供たちをいじめや虐待から守るため、こうした本を町内の小中高生の法律教育として活用するよう検討できないかを伺いまして、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

議員がお話しの「こども六法」という本については、本当に全部を詳しく読んでいるわけではございませんけれども、目を通させていただきました。私は一番、この本の最後に大人向けの後書きという項目がありまして、問題を深刻させるのは、しばしば大人たちの見て見ぬふりだというふうな言葉が大変印象的でありました。子供たちに起こっている状況について、それを見逃すのではなくて、大事にそれを深刻に捉えながら、その問題について大人たちが積極的に解決に当たって動く、こういうことが大事かなというふうに思ったところであります。

法律について、それは学校ではないというふうな話で私が言ったように受けとめられていらっしゃるかもしれませんが、そういうことではなくて、当然学校でもそうしたことについて、先ほど申しましたように、発達段階に応じながら、何がいいのか、悪いのかというようなことを考えさせるという場は大事にしなければならない、それも具体的な部分でというふうに思っているところであります。

今年度、平泉小学校6年生の修学旅行は仙台に行きました。高等裁判所を訪れています。そうした機関もあるのだというふうなことを具体的にその場に行って体感してくるということも、いわば法というものを学ぶきっかけになるかというふうにも思ったりして、大変ありがたいことだなというふうに思ったところでありました。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時23分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

通告6番、佐々木一治議員、登壇質問願います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

私から一般質問をいたします。

道路行政についてでございます。

車社会の現在でございますが、道は生活の基本でございます。道路の整備、改良、管理等が大事でございます。一方には交通事故もございます。はっとしたときとか、それぞれ皆さん運転免許を持っているわけですが、そういうことで、安全運転で交通ルールを守るのが基本でございます。

さて、その中で、交通事故は県内では2018年度には1,500件、今年度、県内の交通事故死亡者はきょうまで48人でございます。東北でも10万人の中でワースト1位ということになります。また、現在、町内での交通事故の起きる場所は同じ場所ということは、皆様もご存じのとおりでございます。町内の道路形態を把握し危険箇所を確認しているかということで、3点についてお伺いします。

まず1番、県道相川線でございます。矢崎地内の町道沿岸線との交差する交差点で、過去には交通事故があり、人身事故2件でございます。物損事故3件、これは一関警察署に確認をしております。交差点が狭く車が交差できない、道路幅が狭い、元バス停ブロックボックスがあり、自転車、バイクがボックスに隠れる、車が見えなくなる。県道は直線でございます。スピードを出す車があり非常に危険であるということでございます。

2番、県道平泉巖美溪線について、髭石の石がある場所でございます。カーブで日陰で右側に歩道があります。私が言わなくても、ご存じでわかるかと思っておりますけれども、県に要望していますから。冬から春にかけて特に交通事故が多い。過去には地震があり、石が倒れる心配がござ

いまして、倒れれば大惨事につながるということでございます。県に改良を要望すべきではないかということで、見解を伺います。

3番目、道路がつくられて長年管理しない町道、林道、通行できない道路に立木が伸びている。また、道路に木の枝がかぶさっているなど、パトロールしているからわかると思いますけれども、そういう箇所がかなり町内にあります。せつかくの投資しましてつくられた道路を構わないでおくというのが現状でございます。空き家についてご存じのとおり、全然管理する人がなければひんまがったり、草も、これはしょうがないかと思えますけれども、せつかくの投資された道路あるいは台風災害のときに通られる道路になりますが、その点について3番目を伺います。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

佐々木一治議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の道路行政についてのご質問の県道相川平泉線、矢崎地内、町道沿岸線と交差する交差点で過去に交通事故があり、人身事故2件、物損事故3件、交差点が狭く車が交差できない、道路幅が狭い。元バス停ブロックボックスがあり、自転車、バイクがボックスに隠れて車からは見えない。県道は直線であるため、スピードを出す車があり非常に危険であることから、早急に改良すべきと考えるが見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

元矢崎バス停付近の交差点のブロックボックスについては、ことし5月に警察署、行政区長、町の立ち会いで現場を確認しております。その際に、ブロックボックスの撤去の有無については、地元行政区の意向により決定することとなりました。撤去することになれば、ブロックボックス設置者が行うこととなります。

交差点の見通しについては、視界がよいことにこしたことはありませんが、見通しが悪ければ運転者が注意して走行することとされているため、交通安全上は早急な対応を求められる箇所ではありませんでした。

また、交差点の拡幅改良については、拡幅すれば危険がなくなるということではなく、むしろ車両速度が上がり危険となる場合もございますので、現在のところ、交差点改良の予定はありません。

次に、県道平泉巖美溪線について、髭石のある場所はカーブで日陰である。石側が歩道であり、冬から春にかけて特に交通事故が多い。過去に地震があり、石が倒れる心配があった。倒れれば大惨事につながりかねないことから、県に改良要望すべきと考えるが、見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

髭石の石については、平成23年の地震後に石が倒れるおそれがあることから、道路管理者の県が石のすき間に間詰め処理を行った経緯がございます。町といたしましては、石の状況を確認しながら、必要に応じ県に対応をお願いしてまいります。

県道平泉巖美溪線につきましては、歩行者、自転車道の整備を県に要望しているところですが、

議員ご指摘の冬期凍結による危険箇所は、天候や時間に応じて変化する路面状況により髷石付近に限られたものではないことから、現時点で当該路線の改良要望の予定はありません。

次に、道路がつくられ、長年、整備、管理しない町道、林道、通行できない道路に立木が伸びている。また、道路に木の枝がかぶさっているなど、現状をどう把握しているか伺うのご質問にお答えをいたします。

職員が道路パトロールを行っておりますが、町道の総延長が平成30年度末で252キロと長距離であるため、生活道路として利用頻度が低い町道、林道については、十分管理が行き届いていない実情にあります。道路利用者から通報があった場合は現地を確認し、状況に応じ除草や支障木除去などを実施しているところであります。

今後も職員による道路パトロールとあわせ、利用者からの情報提供により現場を確認した上で、優先度を見きわめながら適切に対応をまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

町長から答弁いただきましたけれども、私の質問に対して、直さなくてもこのままで大丈夫だよというようなお答えでございましたけれども、皆さん、運転免許を持っているわけですから、毎朝通勤されるということで非常に、道路に出れば、道路は命でございまして大変、いつ事故が起きるかわからないんです。そういうお答えでいいのでしょうかということで、再質問いたします。

まずもって、7月には町長もご存じのとおり、県道一関北上線野田地内で、簡単に言います、渡っていて事故になり亡くなったと。死亡者1人です。さらには、5月には町道沖通線交差点で、軽自動車とバイクが衝突しバイクの運転手が死亡すると。2人町内で亡くなりました。さらには、今年度は人身事故11件ございまして、非常に、交通戦争でございませぬけれども、全国的に事故が減ったといいますけれども、車に乗れば心配して、不安で、そして運転するのが現状でございまして。私の考えでございませぬけれども、命は道路でございませぬというふうに考えております。

それで、ご回答いただきました中で質問させていただきます。

まず最初に、県道相川線と町道沿岸線の交差点でございませぬが、ブロックボックスの撤去の有無については、地元行政区の意向により決定することになりましたということですが、この内容の決定しましたということはどういうことでしょうか。再度質問します。内容についてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

町長の答弁にもございましたように、ことしの5月に一関警察署、あとは地元行政区長、あとは町のほうで立ち会いをいたしまして、その3者の間でいろいろとお話をして、そういう方向で

意思決定をしたということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

菅原建設水道課長、もう質問したやつは終わりですね。随分簡単だったなと思います。

5月の警察署、行政区の立ち会いというのは、前もって千葉町民福祉課長に、危ないからねということで私がお願いしたのです。それをただここに書き入れたただけでございます、そうしたら、千葉課長は、一治さんが言ったのをちゃんと見てもらったよということで、その答えがここに出てきたただけでございます。それをまた菅原建設課長が、ただここで言って、町長が言っただけです。私が言ったから見てもらった。こういう現状ですよ。

それから、お答えに、ブロックボックスの設置は、撤去するならば設置者が行うことということになりますと書いていますが、これについて再度お聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

この旧矢崎バス停付近にございますコンクリートブロック製の、当時待合所で建築されたものだと思いますけれども、こちらは聞くところによりますと、地元の方々が設置したものということで、町の財産ということではございませんので、設置者、所有者の方々に対応していただくという内容の意味でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

確かにもうバス停はないのでして、ボックスで事故があって人身も3回ということは、私がいなくてもわかっているのでございまして、けがをされた方には非常に大変なことになったわけでございます。今後も非常に、ボックスがあることによって事故になったり、何かすると、どういうふうにするのですか。こんな、そのままいいよなんていうお話ですけれども。ブロックボックスの設置者が行うことということですが、許可したときの許可書はございますか、了解したときの。さらには、このボックスは町有地でございますから、町で許可したわけございまして、許可したときの許可書はございますか。そして、さらに、もう長年、何十年使わないボックスでございますから撤去してほしいということは、今回、本人に言ってくれますか。この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ボックスの立っている位置でございますけれども、こちらは町有地ではございませんで、一部県道と、あとは土地でいえば国土交通省、国の土地ということになってございます。その土地が

全て県道に認定しているわけではございませんけれども、一部県道と国所有道路敷というような形になってございます。町の道路分にはかかっていないので、町として許可というものは特にございません。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

語尾をびっと語ってほしいなと思うのですけれども、菅原課長、共有地ではないですよ、ここは。ちゃんと振興局に行って図面を出されて、総務課長にやっていますけれども、ここは町有地なのです。ですから、許可したのです。共有地では町では許可しないですよ。そういうことですよ。警察の立ち会いについても、私が言った話でございますから、ちゃんと認識して覚えていただきたい。ですから、撤去してほしいと私が言っているのです。いつごろ許可しましたか。いつごろ撤去してもらうのですか。この2点について再度お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

許可ということですが、先ほど申し上げたとおり、この土地は公図上、町の土地ではございませんので、町のほうで許可という形のものでかかぬ場所でございますので、許可書はございません。

あと、撤去につきましてはいろいろ、先ほど申し上げたとおり、協議の結果、地元の意向を優先するということになったということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

それでは、私が言った再質問については同じ答えです、菅原課長。もう少し進行した答えを出していただきたいのです。行政のためですよ。町民のためですよ。今、言っているあのボックスだけがしたらどうするのですか。

共有地と言いましたものね。共有地であれば誰が、5人をつくったのです、あそこの矢崎のバス停は、それぞれ出して。どういうふうにしてつくられたのですか。どういうふうにして許可をもらって、そこにブロックで箱物をつくられたと思うのですか、菅原課長、どうぞ。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

いずれ平泉町道道路敷に係るものではございませんので、どのような手続で建築されたかはちょっとわかりかねるところです。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

話をしていると、やりとりでさっぱりお答えにならない。それでは困るのです。だから、振興局に行って私がちゃんと図面をもらって、総務課長は受け取っています。それで、ここは町有地ですと、この三角の部分は、ここは県道ですかと私が振興局に聞いたら、いや、これは県道ではないよと。佐々木さん、図面をやるからというので三角の図面をもらっています。それで、総務課長も、これはわざわざということで納得しているのです。それを引き継げないのですか、横のつながり。そういうことでは困りますね。総務課長、再度。

議 長（佐藤孝悟君）

総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

確かに議員からの資料は、私はいただいております。ただ、あそこの土地の所有については町ではございません。先ほど、建設水道課長が申し上げましたとおり、一部が県道敷、一部が国所有の土地というふうになっているものでございます。

それから、設置された経緯申請等の書類についても、いつごろに申請されたかというのは把握できませんでした。それと、それらの書類も残ってございません。ただ、お話でお聞きしている内容でございますと、矢崎の方々の有志の方が、当時、子供たちが通学するに当たって、路線バス等を待つ時間帯の雨等をしのぐための場所として設置したというようなお話は聞いてございます。ただ、当時つくった方々がお金をそれぞれが出し合って設置されたものだというふうなことでございまして、町の財産でもないものについては、町がそれを撤去等々の処分をすることはできないものというふうなことで考えてございますので、いずれは、先ほど建設課長がお答えしましたとおり、当時設置した方々の了承のもとに、方々でやっていただくのが一番の方法だというふうには考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

総務課長、いいことを言ってくれました、方々です、それについて質問します。

設置された方々に撤去してもらうのが一番いいのだよというお話です。ブロックボックスの現状はご覧のとおり、交通事故が起きている。そういうことで、人身あるいは物損も起きているわけです。もちろん、あのブロック塀が壊れて、再度直したこともございます。ということになると、あそこは町有地ではないということですがけれども、私は違うのですけれども、行政として、そういう事故が起き、あるいは見通しがきかない、それで、撤去するのはつくった方々がいいですよと言った。では、撤去すべきではないですか、総務課長。

（発言する声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

あのボックスの存在があったことに起因する交通事故が発生したということの話は、聞いたことがございません。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

聞いたことがないということですか。

では、水かけ論になるから、今度は違う質問をします。

では、この質問に対しては菅原建設水道課長に前もってお話ししておりましたから、どれだけ現状を、パトロールしているということでございますから、お伺いします。

この沿岸線の交差点は、道路幅が、100メートルが4メートル60センチになります。さらに、それ以降は北に5メートルです。この現状は、ほとんど、道路であれば5メートルは5メートル道路で、交差点からずっと5メートルになるのですけれども、4メートル60で100メートルを行って5メートルというのは、これはなぜこういうふうに施工されたのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

当該箇所の幅員についてですけれども、4メートルということでございますけれども、実際、舗装面では全部5.5メートルとれております。端のほうは若干草とか、泥とかをかぶって見えな部分があるかとは思いますが、5.5メートル。あと、確かに県道のほうから北に入っていきますと、幅員は広がってございます。しかしながら、どうしてそういう構造になったかはわかりませんが、道路構造上は幅員7メートル、舗装部で6メートルはないと、2車線はとれないと。それ以下の道路は1車線道路ということなので、いずれにせよ、ここの路線は1車線道路という形でつくられたもので、途中で幅員が若干増えているのは、土地があるからか、すれ違いを考慮してか、その辺は施工した年度が古いのでわかりかねるところですが、いずれそういう状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

最後にわかりかねると言いました。

それでは、2番目にカーブミラー、あそこの交差点についています、ボックスがあって、その向かいにはカーブミラーが設置してある。これは町民福祉課長に聞いてもいいのですけれども、建設課長、なぜカーブミラーが設置してありますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

カーブミラーの設置場所については、どの路線もですけれども、見通しがきかないことがございまして、あとは地元の要望で設置する箇所がほとんどでございまして、当該箇所もそういう箇所に該当しているということで設置されているものと解釈しております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

カーブミラーの設置は、この答弁の中では、交差点の拡幅改良については、拡幅すれば危険がなくなるということではなく、車両はむしろ速度が上がり危険になる場合もございましてということ、交差点のことが書かれていますけれども、これはあれなのです。見えないということでカーブミラーがついているんだべというお話ですけれども、これは矢崎線のボックスがあるから、あれで見えないからカーブミラーがついているのです。あのボックスがなければ、カーブミラーは要らないです。その辺はどういうふうに感じますか。質問します、はい、どうぞ。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

現時点で見通しが悪いために、カーブミラーは設置されているものでございます。当然というか、あとは状況で、もし不必要であれば撤去するという形にはなると思っています。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

矢崎線のバス停を撤去すればカーブミラーは要らないのです。そうすればスムーズに、あそこの制限速度はどのぐらいだと思っていますか、県道の部分は、菅原課長。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

県道の部分は50キロ規制になっていると思われまして。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

50キロですから、もう50キロより飛ばしている人もかなりあるわけですから、バイパスから来て。それで危険であるということで、総務課長は危険でないよということをお話ししましたけれども、

交差点のカーブミラーは、バス停がなければ要らないのです。ですから、見えないのですよと、交差点があれば。そういうふうに、菅原課長、わかりますよね、認識は。だから、あの箱物があるから、カーブミラーがついているのです。ですから、見えないのだよということをおっしゃっているのです、私は。そんなことわかるのですよ。

それから、次に移ります。時間がなくなるから。

橋の大きさはご存じですか、橋の大きさは。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

県道相川平泉線と沿岸線のボックスのある部分の北側の橋、あれは矢崎橋と申します。矢崎橋で、通行できる面が5.5メートルございまして、あとは、長さが……すみません、長さが3.7メートル、橋がかかっている長さが3.7メートルで、車が通れる幅員が5.5メートル、全部の幅が5.9メートルあるコンクリート製の橋でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

菅原課長、3.3メートルというのではない、それに書かれていたのか、書かれていなかったでしょう、ただ言っただけでしょう。3.3メートルではないです、1メートル20しかないよ。あれはそんな言い方で、どこの橋のことを言っているのか。

次に移ります。

交差点の白線、停止の白線、これは2メートル40しかございません。それで、交差点は鋭角で、対向車が来ると脱輪する、あるいは交差できないなど非常に、もうカーブもできない、あるいは車が現状ではバックするという状態なのです、今の現状では。でないと交差できないと。これらについては、菅原課長、どういうふうに思いますか。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木議員、課長を名指しでやらないでください。

それでは、菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

先ほどの橋梁、橋の話ですけれども、議員ご指摘の橋と、私の説明した橋の大きさが違うようですけれども、こちらで把握しているものは、橋梁点検のときに実施した実際現場を測定したものですので、先ほどの繰り返しになりますが、こちらのほうは幅員が5.5で長さが3.7メートルの橋ということでございます。

あと、先ほどの質問、県道から入ってくる車がすれ違えないということでございます。その点につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いずれ2車線道路であれば、入ってくる車もスムーズに入れるのでございますけれども、1車線の道路でございますので、狭い道路に車がとまっている際は、大きいほうの2車線道路から入る車が出るのを待つ、その車がいなくなる、1車線の道路から車が退去してから入るというような形での進入となります。これはこの場所に限ったことではなくて、1車線道路の場合はそういうふうな形で走行しているということでございます。町場の中にも多数ございますし、1車線道路は多数ございますので、そういう形になっているということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。そういうことでございまして、1車線道路はそういうことで、なかなか鋭角になっているよということですのでけれども、ほとんど、あそこは改良されてつくられた道路でございまして、合併前の道路はそのとおりかと思っておりますけれども、みんな鋭角の分は角がとれて広くになっているのが普通なのです。それは課長のただ答弁にすぎないと思うのですけれども。だんだんお昼になりますから。

もう一点だけいきます。

あそこの矢崎線の沿岸線の交差点は中学生が毎日通う場所で、北側から東をボックスを通過して、右側に長島橋には、北側には歩道がございませぬ。それで路肩を通り、さらに歩く、自転車で通学する。非常に危険であると思っておりますが、その点についてはどう思われますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

中学生が通学路として使っているということでございます。中学生に限らず、歩行者というものは道路にはいるものでございまして、あとは使用者、実際、そこを横断する歩行者の数とか、そういう具体的などころもあるのですけれども、必要であれば安全施設を何か考えていく必要はあるかなと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

時間ですので、ここで一旦切ります。

暫時休憩いたします。次は1時から開始いたします。

休憩 午前 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

それでは、午後からの分でございますが、2番に移りたいと思っております。県道平泉巖美溪線でございます。

県に歩道改良について、これを要望されておりますが、もちろん県の反映は区分ではC1でございます。C1という、当面、C1は当面実現できないものとされているのです。なぜ一般の歩道については、国道も県道も現状行ってみました。そうしたら、縁石の分は取りかえたように

すが、現状の厳美線までの歩道はどこも壊れている分もございませんし、さらには歩行の状態もよその県道と同じでございますが、なしてこれは県に特別、この厳美線、平泉厳美線を歩道改良を要望しているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

この主要地方道平泉厳美溪線の歩道の改良を要望している、現状はきれいではありますがというご質問でございますけれども、レンタサイクルなどを利用した観光客、要望書内容にも書いておるのでございますけれども、レンタサイクルを利用して達谷窟を訪れる観光客が増えておりますし、あとは、厳美溪線、厳美溪の温泉施設に向かう大型バスが、平泉観光の前、後、前後大型バスの通行も多いということで、その自転車道、自転車の通行が車道通行であればちょっと危険であるために、自転車道を含む歩道整備を要望しているというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

何かもっとはっきり言ってくればいいのですけれども、それでは、髭石、私、質問していましたから、ちょうどそこを通るとき、大きな石、何ぼだか、あの大きさはわかっているか、わからないかわかりませんが、ただ6メートル以上あると。さらには、後ろに小さい石がある。さらには、左側に2つの石の灯籠があるわけです。

そこを県に要望している分は歩道を通っているわけです。それらについては、倒れる可能性が地震のときありましたので、補強したというお話ですけれども、そういう石がある、あるいはその日陰で事故があると私が質問しているわけですけれども、それらの歩道改良をお願いしている分でその石の分を通っている、さらにはその日陰で、町長が申しましたからと答えるかもしれませんが、どういうふうにお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

石の部分に関しましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございますし、今後何かまた変化があれば、県のほうで管理するとは思いますが、気がついた時点で県のほうに状況を見ながら必要に応じて対応をお願いしていきたいと思っておりますし、あとは冬場の凍結に係るところでございますけれども、厳美溪線を見ましても日陰になっている場所、何か所もございまして、またその凍結しやすい場所、または積雪が起りやすい場所、吹きだまりの起りやすい場所、場所場所、状況によっていろいろ変化してまいりますので、そういう部分、道路であるということは認識をしているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

お答えをいただきましたけれども、ちょっと俺はそういうお答えはどうかなと思うのですが、万が一地震が来て、あの石が倒れて自動車でも下敷きになった、地震が来れば必ずなりますからね、そういうときのことは考えませんか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

地震の規模、いつ来るかということに関しましては、なかなかわからないところでございますけれども、全ての地震において万能であるということは、その石だけでなく、例えば反対側の川側のブロックが崩れるという可能性もございますし、いろんな可能性がございます。

ただ、極端に大きい地震まではなかなか想定して道路構造というものはつくっておらないものですので、全ての地震に対応できるかといえ、そうとは言えないという状況ではあると思えますけれども、先ほど述べました、町長が述べましたように、平成23年度の地震の補修によりまして、平成23年度の補修によりまして、ある程度、同規模の地震では耐え得るような形となっているということは事実であると思えます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。

平成23年に地震後、石が倒れるおそれがあることから、道路管理者の県が石のすき間に、間に詰められたということですが、何を詰められたのですか。動かないようにされたということですが、お答えを願います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

平成23年度、地震後の修復内容、間詰めですけれども、石、石を詰めて、このときの石が倒れる等のおそれということをもっと最初言いますと、実際、動いたかどうかというのは明確には確認はできていなかったのですけれども、地元の方のお話から、何か以前よりちょっと割れ目が開いているようだというお話を受けまして、県のほうでいろいろ調べて、調べるというか、では対策をとろうということで、そのすき間にまず石を詰めたということがございますし、あとその木ですか、石の上に木が結構大きくなっておりましたので、立ち木をそれを伐採してちょっと軽くしたというような措置をとった事実がございます。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

石があるということは、何ものなれば非常にそんな質問もしませんが、何かしら、それこそ台風でございませぬけれども、災害がかなり起きていますから、安心だとは言えないわけですが、まずもって地元の皆さんが非常に心配しているわけですが、あそこの石につきましては。

それで、その後、平成23年後、その地域の皆さん、地元の皆さんにどういってお話なり、そういう心配しているの、何かしらお話はされましたか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

特に地元、その補修後、平成23年の地震を受けての補修後に、町として地元の方に鬚石についての説明ということはしてございませぬ。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

時間ないので、3番に移ります。

長年、町道がつくられて利用されない道路、菅原課長の近くにもございませぬけれども、その利用されないで管理もされない、もちろんせっかく投資しながら道路はつくられ、橋がつくられて、そのまま山林になっているというのが、パトロールしているから俺が聞かなくてもわかるかと思えますけれども、そういう場所とさらには町道でありながら周りに両側に木があって、支障木ですか、に邪魔になる、あるいは今回の台風19号によりまして、かなり被害がございまして、18カ所被害があったわけですね。

それで、それらをどういってお考えをしているか、あるいは私の考えとすれば、草を県なり、町の道路を地元のかつて前はなかったのですけれども、業者にばかりお願いしていましたが、地元の人たちに刈っていただいて、そしてきれいに、年に2回ですか、刈っていただいてきれいになっていますけれども、そういう方向で、町道の支障木については、それらを考えて地元の人たちに刈ってもらう、所有者の問題でどうのこうのと言うかもしれません。今、俺がやめるかとか、それはそれとして、所有者にもお話しして、そして地元地域の皆さんで被害になる、あるいは邪魔になる場所の支障木を切ったらどうでしょうか。

さらには、今から雪、きょう降りましたけれども、周りに竹があったりなんかすれば、竹に雪が重みで道路が通れないという町道がございませぬ。パトロールしているというから、本当にしているのかどうかはわかりませぬけれども、十分もう把握していると思えますが、それらについてそういう町道、あるいはその道路が通れない山になっている場所をどういふふうにご考慮しておりますか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず1つ目が、管理などを地元を考えてはというご質問がまず1つでございます。1つというか、でございますけれども、いずれ町長の答弁にございましたように、町道につきましても250キロ余り、そのほかにあと農道のほうは少なくても1.5キロぐらい、林道は10キロちょっとあるのでございますけれども、そういうことでかなりの延長になってございます。

これを全て良好に管理できていれば大変すばらしいことで問題ないということなのですが、なかなかその延長が長いゆえに目の届かないところ、手の届かないところが出てきている状況にありますので、その都度、パトロールは実施しておりますけれども、全部が全部行けているわけでもなくて、災害など異常な気象状況の後、台風とか風、雨、雪のときにはある程度、危険箇所というか、毎回維持に支障のあるような場所は大体把握しておりますので、そこを重点的に回りながら対応しているところでございますけれども、やはり道路利用者からの通報が結構、重要になってきますので、今後ともそういう何か維持管理上、ふぐあいがある場所があった場合には、これまでどおり利用者からの通報を有効に生かしながら、その後、現地確認の上、対応をしてみたいと思っております。

その際、町においても、特に利用頻度の多い道路につきましては、外部委託において除草、あとは立ち木のひどいところにおいては、委託をかけて業者にとということも行っております。

行政区をお願いしている分、森林組合をお願いしている分、シルバー人材センターをお願いしている分、あとは逆に県道の部分は県から受託を受けてやっている分、いろいろございます。そんな形で地元の方々も生かしながら有効に対応しているところでございます。

よろしいでしょうか。以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

そういうことでございますが、名前を言うなど言われたから言いませんが、戸河内の中尊寺の戸河内に行くところの高速道路の脇の道路でございますが、あそこはかなり急な場所であります。もちろん課長も通っているからわかるわけですが、あそこ雪がいっぱい降ると登れないのですね。4ダブでもですね。登れなかったという方もございます。

何をいうかという、あの裏谷起線でございますが、もうまさにもう山になっていますよね。せつかく資金を出しながら道路を管理したわけですが、まさかのもう山ですよね。あれはどういうふうに、万が一あそこを登れなかった場合、何かあった場合、あるいは地震があった場合、裏谷起を通れるように、裏を道路に整地してやっていくべきではないでしょうか。何であんなに山にしていくのです。空き家ではございませんよ。その2点についてお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

1点は、凍結、積雪の際、登れなくなるということでよろしかったでしょうか。

町道戸河内線の高速道路沿いのところ、中尊寺に登ってくるころ、結構勾配がきつくて積雪

時、もしくは凍結時に車が登るのにちょっと苦労しているという状況についてですけれども、スクールバス路線でもありますので、積雪の際には、いち早く除雪対応をしている路線でもございます。

また、除雪をしても凍結があるという場合には、その際には融雪剤を道路沿いに3カ所ほど設置してございます。その際には、お手数ですがけれども運転者の方に設置してある融雪剤入りの砂をまいていただいて、利用して対応をお願いしているような状況にございます。

あと一つ、そこが登れなかったとき、裏谷起線の有効活用はどうかというお話でございます。

裏谷起線につきましては、現在、中間より若干高速道路沿いの部分、崖、中尊寺の山の崖がございまして、あそこが崩れておりまして、あそこを全面通行止め、しばらく全面通行止めにしてある路線でございます。

あと、そこから4号、4号というか、衣関方面に昔、民家がありましたし、あとは衣川沿いには農地、田んぼ、水田がございまして、そこがあったわけですがけれども、民家は今、移転されて今はいなくなっておりますし、農地につきましては、遊水地事業で全て買い上げになって農地はなくなっておる状況で、利用者が衣関側からの利用者がほとんどいない状況でございます。それが一つ、あとは崖が崩れているということで、今、全面通行止めの措置をとっています。

ただし、戸河内のほうから行って二、三百メートル行ったところ、泉ヶ城の近くの下にはまだ農地がございまして、その人たちの耕作道としては利用されておりますので、その区間については、除草作業等をしているところでございます。

あと、中尊寺の裏山ですがけれども、史跡になっておりまして、なかなか崖を工事をして安全な道路を通すというにはなかなか難しい状況にあるということで、利用者の観点、史跡の観点から現在でも通行止めとしているところでございますので、現在の若干勾配が急でも戸河内線をご利用していただけるか、そこもどうしても何らかの事情で使えない場合には、髷石線、戸河内コミュニティセンターから厳美溪線に出るほうですか、平泉厳美溪線に抜ける道路のほうを迂回で利用していただくということをお願いするものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。

迂回するとかなりぐるっと回らなくてはいいですね。だから、時間かかるから、はい、遅刻と言われる可能性がありますよね、会社に。役場に来る方もですよ。

それはそれとして、それでは、支障木の伐採費をとっておりますよね、25万円。これらはどのぐらいお使いになりましたか、予算。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

町道の支障木の伐採ということでございます。

直営でやっている部分がほとんどでございまして、実際、あと委託して実施しているの、委託はあとは今のところないかと思われまして。台風災害の分は、そっちのほうの予算、別な手当てでやっておりますので、支障木除去で現在使って使用しているところはないと認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

菅原課長、今ないと言ったのですか。使われてないということですか。

いやいや、使われてないということでは困るわけですよ。もう台風でも18カ所も3,600万も被害になっているわけでございますから、やっぱりこの予算を拡大して、そして地元の方にやってもらおうというのはどうでしょうか。お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

支障木除去に関しましては、除草作業と違いまして結構高い場所になりますので、安全性を考慮して委託には慎重になっているところがあります。

シルバー人材で除草作業の中で対応できるような低木、手の届く範囲という立ち木、支障木の伐採はお願いしているところですが、それ以上のものになれば、あとは直営のほうでやらせていただいております。

どうしても手が回らないもっと大きなものというものは、やっぱり委託のようなもので対応をするというような考えで行っておりますので、全く支障木を除去していないというわけではございません。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

では、最後になります。

では、台風のとくに河川で18カ所も支障木なり、流木が倒れたわけですがけれども、それらについては業者、どこにお願いしましたか。3,600万の予算でございまして、その流木についてどこに業者に頼みましたか。個人ですか、それとも役場でやったのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

倒木処理は、まず多かったのは、実は地元消防団の方が交通に支障のない範囲で道路上から切っ飛ばして脇に置いておいたというような形が一番多いものです。あと、次に多いのが、直営作業、直営で撤去していったもの、それの中にあとは直営でやった中でも、消防団が仮に道路脇に置いて

いったものも直営で後は集めたりもしております。

あとは、業者、建設業者さんをお願いして、すごく太いやつは処理をしているというところがございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

では、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで佐々木一治議員の質問を終わります。

引き続き、通告7番、高橋拓生議員、登壇質問願います。

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

高橋拓生でございます。

通告7番、高橋拓生でございます。

それでは、さきに通告させていただきました2題について質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番の産業振興政策について町長にお伺いいたします。

ことは台風15号の千葉県付近の被害、台風19号の関東甲信越地方、東北地方などの記録的な大雨により甚大な被害をもたらしました。

全国的にはそのような状況の中で、当町における観光産業への影響についてお伺いいたします。

(1) 今年度の観光客入り込み数は、台風などの被害で減少していると町内の施設で聞いておりますが、その状況についてお聞きしたいのと今後の対策についてお伺いいたします。

続きまして、平成30年4月の世界遺産平泉・一関DMOが設立され、平泉町、一関市それぞれから3年間の財政支援を受けているが、その支援もあと残り1年ぐらいとなりました。そこで、DMO組織のこれまでの成果と今後の見通しについてお伺いいたします。

(3) として、第2回オープンファクトリー五感市の開催の成果についてお伺いいたします。

(4) 旅行会社が企画し、平泉黄金メロンの買い物ツアーがテストケースで行われましたが、今後の将来性についてお伺いいたします。

続きまして、大きな2番の公共施設整備について、町長にお伺いいたします。

現在、当町の公共事業は過去最大の事業が掲げられておりますが、そのうち何点かの整備状況についてお伺いいたします。

(1) スマートインターチェンジ周辺整備、高田前工業団地整備などの公共事業は、それぞれの単体の事業ではなく、道路整備計画において連続性のある総合的な計画にすべきと考えるが所見をお伺いいたします。

(2) 長島小学校6年生による公園設置要望が提出されましたが、その進捗状況についてお伺いいたします。

(3) 今年度の通学路合同点検の結果、修繕道路整備の対策についてお伺いいたします。

(4) 警察署から町内防犯カメラの設置要望があると聞いておりますが、対応策についてお伺いいたします。

以上の内容につきまして、ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋拓生議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の産業振興政策についてのご質問であります。

今年度の観光客入り込み数は、台風被害等の影響で減少していると町内の施設で聞いているが、状況と今後の対策について何うのご質問にお答えをいたします。

本町の観光客入り込み状況ですが、本年1月から10月までの観光客入り込み数は178万1,000人、対前年比2.5%の増となっております。

月別の入り込みを見ると、1月から5月までは前年を大きく上回っております。特に4月下旬から5月上旬にかけての10連休という過去に例を見ない長期の連休による効果が入り込みの増加の要因となっております。

一方、6月から10月までについては、天候不順や10月の台風による影響もあり、前年と比べ2割ほど減少している状況にあります。

また、外国人観光客については、1月から10月までの入り込みは、中国、タイなどからの増加が著しく、全体で16.3%の増加となっております。

観光客の入り込みについては、イベントの開催や災害などの風評などの影響が反映されますので、今後12月までの入り込みを見ながら1年間の総括をしたいと考えております。

次に、DMO組織のこれまでの成果と今後の見通しについて何うについてのご質問にお答えをいたします。

一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOは、観光地地域経営の視点に立ち、インバウンド観光を中心とした観光地域づくりを推進するため、定住自立圏を形成する一関市と本町で支援し、平成30年4月に組織を立ち上げました。また、平成31年3月29日には、岩手県初となる日本版DMO法人として登録をされました。

この間、DMOでは、組織体制基盤の整備や情報発信のためのホームページの立ち上げ、閑散期対策事業の実施など、国や県の補助事業などを活用しながら行政も一体となり事業展開を図ってまいりました。

具体的には、6言語に対応したホームページによる平泉・一関地域の観光情報の発信、東京ビッグサイトで開催された日本最大の旅行博に出展し、海外旅行社との商談会を実施いたしました。さらに、台湾を会場とした東北感謝祭での観光紹介ブースの出展など、積極的な誘客を行ってまいりました。

あわせて、地元観光関連事業者向けセミナーの開催、閑散期対策としての平泉・一関エリアでのスタンプラリーや雪遊びなどのコンテンツを活用したイベントなど、受け入れ体制の整備を行

うなど、平泉・一関エリアが東北有数の観光地として確立し、持続可能な地域づくりに向けた事業を実施してきたところであります。

設立当初からの計画により、同法人への平泉町、一関市からの財政的な支援については、設立後3年間と決めていることから、令和2年度が最終年度となっていることから、独自運営に向けた体制整備を進めるとともに、安定運営のための財政的な基盤の強化が図られるよう支援を行っていきたいと考えているところであります。

次に、第2回オープンファクトリー五感市開催の成果について伺うについてのご質問にお答えをいたします。

オープンファクトリー五感市は、毎年11月に伝統工芸をはじめとするさまざまな産業の工場を開放し、地域のものづくりを体感するイベントとして、奥州市、一関市、平泉町の2市1町で開催されました。

2回目となった今年度は、11月8日から11日までの4日間開催され、町内の2事業者を含む、23事業者が参加しております。今年度は新たに自転車めぐりや本町を会場とした世界遺産平泉フォトコンテストを事業に加えるなど、地域の魅力を発信できるイベントとして充実が図られました。

全体の来場者数は3,965人で、昨年度の1,875人からおおよそ2倍に増加し、町内の事業者への来場者数も約1.5倍に増加したところであります。

町内の参加事業者からは、期間中に訪れた見学者との商談の成立が複数件あったと伺っており、経済的な効果も得られたものと認識しております。

事業者がみずからの仕事に誇りを持ち、主体的なものづくりを発信する取り組みとなるこの五感市、経済効果のみならず、観光、工芸、食などの異業種間連携がもたらす相乗効果により新たな地域づくりの可能性についても今後、期待できるものと考えております。

次に、旅行会社が企画し、平泉黄金メロン買い物ツアーがテストケースで行われたが、今後の将来性について伺うのご質問にお答えをいたします。

農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民泊や民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらおう農泊の推進について、国では、明日の日本を支える観光ビジョンを策定し、力を入れているところであります。

今年度、旅行業者が企画した平泉黄金メロン買い物ツアーは、宿泊は伴わないものの、農家の圃場に行って、黄金メロンの栽培にまつわるお話を聞きながら試食をして、買っていただくというのですが、非常に好評だったと聞いております。

旅行者は名所を訪れるだけでなく、地域の方々との触れ合いを求めており、来年のオリンピック・パラリンピックの開催等、こうした体験型のツアーは将来的に需要が高まっていくと考えております。

次の2番の公共施設整備についてのご質問であります。

スマートインターチェンジ周辺整備、高田前工業団地整備等の公共事業は、それぞれの単体で

の事業でなく、道路整備計画において連続性のある総合的な計画にすべきと考えるが所見を伺う
のご質問にお答えをいたします。

スマートインターチェンジが接続する町道祇園線と高田前工業団地を直接連絡する道路整備を
概略的に計画しますと、約1.5キロメートルの整備延長で、準用河川笹谷川への橋梁仮設や家屋
移転補償などが見込まれ、多額な事業費が見込まれ、現状どおり国道4号を両地区の連絡道路と
して活用することとし、新たな開発計画などにより周辺状況の変化が見込まれる際に検討をする
ことといたしております。

次に、ことしの2月に長島小学校6年生による公園設置要望書が提出されましたが、進捗状況
について伺うのご質問にお答えをいたします。

町内には、史跡公園5カ所、ポケットパーク4カ所、親水公園1カ所の10カ所の公園がござい
ます。主に観光客が訪れる平泉の特性を生かした史跡公園が多いものの、子供たちが安心して遊
べる身近な公園、緑地、水辺の環境は十分でないことは認識しているところであります。

長島小学校児童からの要望書につきましては、今後、公園整備を計画する際に利用者の意向と
して使用させていただくことといたしております。

次に、今年度の通学路合同点検の結果、その修繕道路整備対策について伺うのご質問にお答え
をいたします。

今年度の通学路合同点検におきましては、4月30日に学校関係者、一関警察署、県、町の道路
管理者、スクールガードリーダーにより危険箇所の点検を実施をいたしました。

点検箇所につきましては、各学校の地区懇談会、学校警察連絡協議会歩道部会等から情報提供
をいただき、これを平泉町通学路安全推進連絡協議会の中で選定し、実施しております。

主な点検箇所は、一般県道相川平泉線の旧JA長島支所から長島保育所まで歩道がない箇所、
長島小の旧校門付近の側溝ふたがない箇所、主要地方道一関北上線、野田地内の歩道が狭い箇所、
一般県道一関平泉線の川屋敷バス停付近丁字路交差点の事故対策が必要箇所で、いずれも県道の
修繕または整備が必要となる4カ所であります。

一般県道相川平泉線、主要地方道一関北上線につきましては、岩手県に対し道路改良要望を行
っておりますが、県の道路管理者から平泉町通学路交通安全プログラムの危険箇所にも掲載して
ほしいとの意向を受けて、今年度追加して更新をいたしました。

一般県道一関平泉線の川屋敷バス停付近の丁字路については、県道から町道三日町線に進入す
る車両がスピードを出して危険ということなので、県で8月に路面にラインを設置し、スピード
を抑制させる処置を講じております。

次に、警察署から町内に防犯カメラ設置要望があると聞いているが、対応策について伺うのご
質問にお答えをいたします。

平泉町には、国内外から年間を通して多くの観光客にお越しいただいております。このような
特色がある本町に対し、地域住民の安全のみならず、お越しいただく観光客が安全に町内を観光
するための一つのツールとして、先般、一関警察署長から町長に対し、防犯カメラの設置につい
て提案されたところであります。

このことを受け、本町では、設置箇所や台数、防犯カメラの性能などを含め、今後、一関警察署のご指導をいただきながら、新年度設置に向け、検討を行っていきたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

それでは、大きな1番の産業振興策についての再質問に入らせていただきます。

先ほどの答弁で、台風の影響により前年度2割程度減ったということでしたが、減少した人数とか、減少率といいますか、売り上げ等、減少分がわかるのであれば、わかる範囲でお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

台風が襲来いたしました10月につきましては、通常でございますと10月の観光客の入り込みは大体30万人でございますが、今年度につきましては、23万人で減少が今、約6万5,000人ぐらいの減でございますので、28%ぐらいの減少になっております。

売り上げ等につきましては、町のほうで個々の商店とか、あと宿泊施設等に対して売り上げ等の報告は求めておりませんので、把握はしておりません。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ことしのゴールデンウィーク期間の観光客数は、過去最大の52万人という話、以前の議会で答弁をいただきましたけれども、先ほどの答弁の中で、12月までの入り込みを精査しながら総括するということでしたので、次の今後の議会においてまたお伺いしたいと思います。

次の質問に移ります。

DMO組織の成果と今後の見通しというところの再質問に入ります。

国は、訪日外国人受け入れ目標として、2020年に4,000万人、30年に6,000万人を掲げ、観光で稼げる地域づくりとDMO法人への期待をされております。

新聞報道によりますと、県内4法人のうち、宮古DMOではご当地グルメ、瓶ドン、八幡平DMOでは外国人を増加させるため、二次交通の整備などの成果をおさめているとお聞きしております。

先ほど答弁いただきましたが、平泉・一関DMO事業の中で最も効果あることにつきまして、また再度、お願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

DMOが立ち上がりまして、いろいろな事業を展開していただいております。

平成29年11月には、定額タクシー事業ということで時間数を決めて定額で、そして安価なタクシー料金で回れる定額タクシー事業を立ち上げていただき、運用をいただいております。

あわせて、手ぶら観光ということで、その日のうちに荷物を次の宿泊地や観光地に届けていただくというような、岩手県内のところに限りますが、というような、この地域ではなかったような事業の立ち上げも行っていただいたところではあります。

あわせて、平泉町、一関市と行政と一緒にいろいろなところの誘客事業なども展開してきている、そういうような状況でございます。

今、議員のところでは一番効果があった事業はというようなご質問ですので、ここ2年のところで総括をさせていただきますと、現在、国では稼げる観光事業というようなところを銘打ってDMOの立ち上げを大変積極的に進めているという状況でございます。

このような背景から国では、東北観光推進機構に絡めた事業やそれからDMOが絡んだ、そういう事業については、優先的に交付金の交付などを採択するというようなことになっております。

そういう意味からいいますと、今後事業を展開していく中でDMOがあるということ、町に対するその財源の後ろ盾ができたということと、あわせて全国に向けた観光地としてのブランドというか、そういうものに一役も二役も買っているというようなことというふうには捉えているところではあります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

9月3日、平泉町役場で開催されました一関・平泉ブランドデザイン会議の内容について、新聞報道によりますと、一関ふるさと納税の中間業者になり収益を上げていく、新たに一関のアピールのためにパンフレットの作成、全国地ビールフェスティバル in 一関の専用チケットを返礼品としての導入、カード事業で自主財源として運営していく、また、室根山のパラグライダー体験などの新しい提案が出されたという新聞報道でありました。

平泉、一関の2つの行政支援の補助事業であるのですが、余りにもちょっと一関寄りの新聞報道の内容、事業内容ということですが、新聞の書き方にもよるとは思うのですが、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、DMOのほうでは職員が6人おまして、事業を進めているところです。特に、その人件費に係る分のDMOの運営に係る分の補助ということで、一関市と平泉町で人口割で負担割合を決めながら事業を行っているところです。

平泉町の負担割合は10.47%ということで、全体の10.47%に当たる分については、運営費ということでお支払いをしているところです。

ただいまの議員から質問がありました事業のことでございますが、この運営費の補助のほかにもDMOの設立にあわせてDMOに各自治体で委託できる事業について検討をしたところです。

一関市につきましては、ふるさと納税の事業を全てDMOのほうに委託をするというようなことで、町のほうにもDMOにふるさと納税についての事務をぜひ委託していただきたいというようなお話がありました。担当課と協議した結果、総務省等の見解もございまして、ふるさと納税については平泉町は委託は行っておりません。

今、議員がお話になったそのふるさと納税の中間業者になって収益を上げていくことの一つに、そのふるさと納税のパンフレットをつくるのか、あとそれから地ビールフェスティバルのチケットを返礼品として使うというような、そういう事業がございます。

この一関市のふるさと納税の分の事業委託の経費でございますが、固定費ということで600万ほど、それから変動費ということで、たくさん返礼品が来た場合の変動を見込んで、総額で約800万ほどの予算を計上しております。この運営費とは別に、一関市がふるさと納税に係る事業を委託するために、この800万を準備してDMOのほうに事業をお願いしているわけでございます。

なので、平泉町の分が事業が希薄というような捉え方にはなっておりませんで、一緒に事業を行っているものにつきましては、一関市、平泉町、偏りなく事業展開を図っていただいているものと当方では解釈しているところです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

もともと平泉は観光の町であり、長年培ってきた独自の観光誘致策とか、平泉型の体験学習、学生における体験学習などもあり、当初のDMOの検討の際には、単独の平泉のDMOの案なども出された経緯もあります。

現状では、定住自立圏の形成する一関とのDMOですので、一関との先ほど答弁ありましたとおり、共同事業ということですが、当町も3年にわたる、3年間にわたる財政負担もしていることから、当町における費用対効果がなければならないと私は思います。

今後においても事業に取り組んでいただきたいと考えますが、そのことについてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

DMOの事業の推進とそれから事業をどのような形で行っていくかの方向性につきましては、年数回ございますブランドデザイン会議の中で意見や、それから事業のすり合わせを各団体とあわせて行っているところです。そういうような事業会議の席などを借りながら、町の観光施策に、

またこの地域が一体的に発展できるような、そういうような方向性を模索していきたいというふうに考えております。

あわせて、3年間という決められた財政支援ということでございますので、来年度がその最終年度となりますので、一緒に事業展開が図られる内容につきましても今後模索していきたいと考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

DMO関係の終わりに、昨年、議会視察で天童市のDMO組織を視察したわけですが、天童温泉の若手経営者が補助金に頼らない宿泊施設の地域連携で民間だけでのDMO設立をして、現在はDMCの組織になったというふうに聞いております。

今のところ、DMOが行政の下請けにとどまる懸念も考えられますし、補助金と交付金頼りではなく自主財源の確保に努めるべきであると思います。引き続きよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

続きまして、オープンファクトリーの五感市の開催の成果についての質問に入りたいと思ひます。

ことしの新たな試みとしてインスタによる世界遺産フォトコンテストでは、中尊寺の紅葉ライトアップ、毛越寺の紅葉風景の出展が多く、500名のいいねの評価もあり、SNSによるインフルエンサー的役割で約10万人に影響していると分析として聞いております。

また、5つの事業所を回るスタンプラリーの達成者には、工芸品の記念品を贈呈する企画で、中尊寺も毛越寺も対象事業所とされ、かなりの来場者が平泉に来ていただいたとの分析と聞いております。

当町の補助金は、昨年度30万、ことしは10万でしたが、少ない投資、資金投入で最大の効果が当町にもたらせることができたことについてお聞きしていますが、このことについて見解を伺いたいと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

先ほど町長の答弁でもお答えを申し上げたとおり、このオープンファクトリー五感市は、町とか、それから行政が主導している事業ではございませんで、工場を持つ方々、伝統工芸を持つ方々が独自に意見を出し合い、そして企画をしながら事業展開を行っているという事業になります。

このことは新しい形の事業のこの地域にはなかった取り組みだというふうに大変関係者も期待をしているところです。

町の補助も限界もございますので、なかなか財政的なもので支援をするというのは、わかりや

すいところではありますが、ただ未来につながっていくためにはその財政的な支援だけではなくて、地域が一体的に応援するというような体制も必要かというふうに考えております。

町では、今年度、町のバスを使って職員のツアーを、10名ほどの参加でしたが、事業を実施したところです。伝統工芸、それから商工というような分野に限られてはおりますが、行く行くはこのまちづくりにも影響してきますので、多くの方々にこの事業を知っていただき、そしてそれがオープンファクトリーを事業を展開する方々のやる気、意欲につながっていけばいいということで、町ではそういう形の支援も今後模索していきたいと考えているところです。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

五感市の終わりに町長にお伺いしたいと思いますが、青木町長は開幕のレセプションとか事業視察をことしも精力的に数社視察されたと事業者の経営者に聞いております。青木町長の五感で感じ取った、この将来性、可能性についての見解を伺いたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

昨年、そしてことしと第2回目、ことしは第2回目のオープンファクトリーということで、昨年も数カ所拝見させていただきました。今回はさらに地域を拡大して、私も拝見させていただきました。

その中で、やはり昨年と特に変わったなと思ったのは、去年取り組んだ方々にさらに足したのです。まず参加事業所が増えたということなのですが、そういった方々が本当に精力的に自分の店だけではなく動いて、そしてこの五感市に対して、自分たちでやっていこうという、こういう意気込みが物すごく今回は感じたなというふうに思っております。

特に、奥州市にお邪魔したときは、そこに来ている、あのときは秋田からでしたかね、ツアーで来ていた団体もあったのですよ。そういった意味では、事前にもPRもしながら、そして自分たちの今取り組んでいるこの伝統工芸を、また今回は全国大会も盛岡で開催された年でもあることもまたあると思うのですが、物すごくそういった意気込みを感じたところでもあります。

何か、あす、あさって開催する直前になって、私の事業所も参加したいという方も出たようがあります。といったように、今ではちょっと無理だから来年にしてくださいといったような、そういう情報も伺っておりますけれども、いずれにいたしましても、町としても、今、観光課長が答弁したように、大変注視している部分でありますし、今後も先ほどDMOの関係のお話もありましたが、そうしたまちづくり、そしてこの平泉のみならず、奥州、一関で始まったこのファクトリー五感市に対して、さらに今後も期待を申し上げるところであります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございます。

彼らは、今現在の検討は、ことしが前年度対比の約2倍の4,000人に増加したということですが、彼らは新潟の燕三条を視察しております。

それで100社で経済効果が七、八億を目指すという壮大なスケールで物事を考えているということですが、今のところ、昨年の倍の4,000人、事業者数は23社ですが、今後100社を目指して1万人を目指していくみたいな話をお聞きしました。

今後も引き続き支援していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、（4）黄金メロンの買い物ツアーのことについての再質問です。

去年は、旅行会社とタイアップしましたが、最低遂行人数が20人に達しないということで実現できませんでしたが、ことしは株式会社クラブツーリズムに企画提案を行い、企画していただきまして、黄金メロンの研究会の高橋会長協力のもと、26名ぐらいのツアーの参加者で畑を見学しながら、約30個ぐらいの販売がすることができました。

このことは、平成30年度作成の観光振興計画にあります、農業×観光、観光×農業の平泉型の新しい試みの事業と私は思います。このことにつきまして見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、議員がおっしゃられたように、この黄金メロンとの連携をしながらの観光の誘客というのは、また新しい分野かなというところで大変期待をしているところです。

先ほど申し上げられたように、平成30年度に策定いたしました観光振興計画においては、この農業と観光を結びつけたような新しい体験メニュー、それから滞在型観光というところをうたっているところでございます。

今、農林振興課とも連携をしながら事業の展開を図っていききたいというところに立っておりますし、あわせていろいろな事業を通じまして、物産とか農業振興、それからあわせてどぶろくなども一緒にあわせてPRをさせていただいているところです。

そういった取り組みはまた黄金メロンだけにとどまらず、いろいろな分野に波及できるものというふうに考えておりますので、観光商工課が今年度立ち上げました特産品開発事業でありますとか、そういうものも連動させながら事業展開を図っていききたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

今回は日帰りツアーで町内での食事、お寺での参拝、お土産等の買い物、メロンの販売ということでしたが、先ほども答弁にありましたとおり、来年は宿泊も提案をしていきたいと考えております。

また、来年度は平泉産のワインの原材料のブドウが採取できますので、平泉ワインとか平泉リ

ンゴ、大文字リンゴなどの特産品ともタイアップする必要が可能かと思われませんが、その部分に関しまして見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

今回は黄金メロンということで日帰りツアーということでしたけれども、先ほど観光課長のほうで答弁しておりますけれども、観光商工課と農林振興課のほうでタイアップしながら、この今後こういった需要は増える見込みだというふうに捉えておりますので、ワインのブドウを摘んでワインを、できたワインをプレゼントするとか、そういったさまざまな組み合わせは可能だというふうに思います。

いずれ、農家、生産者の方々も、この黄金メロンの高橋会長におかれては、このような対応ができておりますけれども、いずれおもてなしというか、観光客に広くたくさんおいでいただきますので、そういう生産者の方々にもそういった対応が可能となるような意識づけというか、心構え等々も、これから一緒に生産する中でこういった観点からも学んでいただければというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

次の質問に入りたいと思います。

大きな2番の公共施設整備についての再質問に入ります。

答弁からスマートインター周辺整備と高田前工業団地の継続性のある計画は1.5キロの延長だということと、笹谷川への橋梁仮設、家屋移転が多額な費用が見込まれるという答弁でしたけれども、現在の高田前工業団地の入り口には信号もなく、観光シーズンにはさらなる渋滞が予想されると思います。

国道4号線ですので、管理者との協議にはなると思いますが、一関方面に向かい車線での右折レーンをつくらなければますます渋滞が予想されると思いますが、このような右折レーンの設置、信号機の設置も必要と考えておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘の高田前工業団地のところの町道と4号線の交差点につきましてですけれども、現状としては、今現在のままでの形かなとは思っております。

それで、ただ信号機の設置につきましては、警察のほうで判断することにはなるのですが、新設の信号機はかなり難しいということは言われております。

ただ、高田前工業団地がこれから造成されていきまして、企業等誘致がなる暁には交通量も増えてくることが予測されます。そういう実態を見て、警察のほうでも判断していくものかなとい

うふうに思いますし、町としても同様の形で交通量を見ながら、今後4号線の南下する場合にその右折が非常に難しいとかということが起きてくれば、町としてもある時期には判断していくことということは可能性があるのかなというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

企業、事業者は4号線出ないで町道の利用で直接入り込むのが効率がいいと思いますが、多額の事業費がかさむ問題と今の交差点右折レーンの設置に関してもいろいろあると思いますので、今後その2つのほかにも含めてあれば検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ことしの2月に長島小学校6年生による公園設置要望が提出されました。その進捗状況についての質問に入りたいと思います。

ここに2月の要望書の写しがありまして、読みたいと思います。

公園設置に関する要望書、平泉町長、青木幸保様。

平成31年2月22日、平泉町長島小学校、平成30年度6年生一同。

私たちは社会科暮らしの中の政治で、町役場や町議会、税金についての学習をしました。そこで住民の願いが実現する仕組みについて学び、まだ選挙権のない私たちでも政治にかかわることのできることを知りました。学級の中でさまざまな要望が出されましたが、それらの中で私たちが一番実現してほしいのは公園の設置です。いつでも誰でも気軽に集まったり、遊んだりできるような公園の設置をぜひお願いいたしますということです。

ことしの2月に要望書を出されたわけですけれども、未来のある子供たちの一生懸命授業を勉強しながら、意見を集約しながら、町長と教育長立ち会いもと、要望書を提出したということですが、あれから約10カ月がたちますので、何かしらの回答をしていただきたいと思いますが、その部分についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれその要望については、私と教育長で受けたところでありますし、また来庁していただいたときに、さまざまな小学校の6年生が学習活動の一つの中で、そして要望していただいたというふうに思っております。

以前より町に対しては、直接文書で提出されたということではないのですけれども、地域懇談会等々、特に子育て世代の若い方々にやはり子供を育てながら、そして公園で自由に闊達に遊ばせられる、安心して遊ばせられる、そういう公園が欲しいという要望は出されております。

今回、小学校のお子さんたちから、生徒さんたちから出された内容についても、当然大変重要なことだと認識いたしております。いずれ、ここ特に昨年、一昨年から新たに公園を設置するという形のその考え方ではなく、平泉はやっぱり先ほどより史跡として持っている部分があります。

そういったものを活用しながら、例えば、今、文化財は保存管理、以前は保存管理でしたけれども、今は法も変わりまして、活用という言葉を史跡の活用ということを今、文化庁は言い始めております。そういった中に新たな事業の文化庁の見解もありますが、そういった中で今、平泉にある史跡、史跡を活用しながら、その公園を設置できないかということである文化庁ともお話をさせていただいている、そういう分野であります。

そういった意味では、今後さらに熟慮に熟慮を重ねながら、ねちっこく文化庁とも交渉しながら、お話をしながら設定に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、（3）合同点検のことの再質問に入ります。

先日、奥州市の先日の新聞報道で奥州市の自転車走行中に転倒をし、大けがをした場所の関係者の合同点検の記事が新聞報道でありました。

当町では、毎年、合同点検を実施しておりますので、毎年可能な範囲での修繕整備等の対応をされております。答弁によりますと、ことしは4カ所の修繕整備が必要とのことでしたが、そのうち県道に絡むものはなかなかすぐには難しいと思っておりますけれども、その整備は今年度中できる場所はあるのでしょうか。その点についてお伺ひしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

4カ所中、答弁にもございましたように、一関平泉線の川屋敷バス停付近の丁字路の安全対策ですか、こちらのほうは町道との丁字路で、県道のほうからスピードを出して町道のほうに進入してくるということで、ことしもう既に路面にラインを引いて、バスベいの部分とあと進入する車両の区分するラインを引いて措置をしていたところでございます。

ほかの部分につきましては、なかなか早くいかないところもあるようでございます。あと、ここには書いてございませんけれども、除草などに関しては、すぐに行っていただいた箇所もございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

以前の議会質問でも取り上げましたが、一関北上線につきまして、町長がいろんな場所での会合、会議で要望していただきまして、また、8月の県要望もしていただきましたが、私もオブザーバーで参加させていただきましたけれども、そのときの県の回答は、重要課題ではあるが至急

の対応はなかなか難しいという回答でした。

また、野田交差点付近の歩道が狭い場所の隣接の土地所有者の方に、8月14日に一関土木センターのお2人の担当がお盆でゆっくり休んでいるところをタイミング悪く伺って、少し話ができない状況となったと聞いております。その後のこの一関北上線についての県の動きがもしあればお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員がおっしゃったことはうちのほうでも承知しているところであります。

というように、県はまず少なくとも改良、全体の改良ということは即、その部分はすぐ難しいとしても、でも今喫緊に、先ほど4カ所という答弁もさせていただきましたが、そういった部分については、早速県でも喫緊の課題のところはすぐ、改良までにそれまで待ってくれということではなく、そういった部分については、県も動き出しているということは報告させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、（4）の防犯カメラの設置要望ということに入ります。

答弁でもありましたとおり、平泉町は観光客が200万人ぐらいお越しになりますし、住民からなる町ですが、必然的に人数が多いということは犯罪率、事故にもつながると思います。

ほかの町との違いがある特徴的な町だと思われそうですが、設置場所については、例えば駅前とか、中尊寺、毛越寺の周辺とか考えられますが、そこら辺の具体的な検討はされておるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

具体の設置場所については、これからの検討になります。

平泉駐在所からは、このような場所にはぜひ設置をしてはどうかというようなご提案をいただいておりますので、その点も含めてこれから検討をすることになります。

あわせて、防犯カメラの設置だけではなくて、設置した後の運用につきましては、岩手県警のほうで具体的に要綱なども制定しているところのようです。ですので、そういうような運用に係る分についても検討が必要というふうに現在考えております。

担当、例えば、交通安全担当部署でございます町民福祉課、それから防犯担当部署でございます総務課とあとそれから観光を担当している観光商工課のところで、この設置については、協議をしながら新年度設置可能かどうかのあたりもあわせて検討をしていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

以上で私の質問を終わります。大変ありがとうございました。以上になります。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋拓生議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時28分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

通告8番、氷室裕史議員、登壇質問願います。

1番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

通告8番、氷室裕史です。

今回の一般質問は、大別して2問です。

1問目は、平泉町の地域公共交通のあり方についてです。

町内のみならず全国各地において民間交通会社の不採算路線からの撤収、モータリゼーションの進捗から、特に過疎地域の地域公共交通が衰退している現状があります。

高齢者や体が不自由な方にとって公共交通の有無は死活問題であり、速やかに解決に向けた取り組みをすべきものではないでしょうか。そこで2点お伺いいたします。

1点目は、平泉町の地域公共交通の抱える諸問題と今後の対策についてです。

2点目は、買い物難民を含めた、いわゆる交通弱者に対する新しい地域公共交通の導入に対する考えについてです。

次に、2問目について、この4年間、私は議員としてまた一消防団員としても、何度も消防に関する諸問題、課題に取り組んでまいりました。その中でも、団員確保の方策については特に危機感を持ち、何度も取り上げてまいりました。

それを踏まえまして、消防団協力事業所制度の推進について伺います。

1点目は、団員確保の観点からも推進してしかるべき制度であると考えているが、見解を伺います。

2点目は、当町における消防団協力事業所数と協力事業所に認定されるメリットについて伺います。

以上、答弁お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、平泉町の地域公共交通のあり方についてのご質問の平泉町の地域公共交通の抱える諸問題と今後の対策はと、次の買い物難民を含めた、いわゆる交通弱者に対する新しい地域公共交通の導入に対する考えを伺うのご質問、関連性がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

当町における地域公共交通の抱える諸問題につきましては、5月から7月まで全21行政区で開催いたしました地域懇談会や次期総合計画策定に当たり実施しました町民アンケート、または患者送迎バス利用者からさまざまな意見をいただいております。

課題といたしましては、核家族化が進み、高齢者世帯が多くなったことによる通院や買い物を行うに当たっての不便、免許返納に伴うサポート体制、交通空白地帯が存在することなどが挙げられております。

これら課題を解決するため、当町では昨年度から平泉町地域公共交通会議を設置し、地域にとって望ましい公共交通について協議を重ね、地域の実情に即した輸送サービスの早期実現に向け取り組んでいるところであります。

当町の実情に合った新しい地域公共交通といたしましては、予約制の乗り合いシステムであるデマンド型交通、タクシー助成などが考えられますが、今後進むと考えられる少子高齢化社会を見据えると民間事業者の力をお借りしながら、それぞれの地域に合った公共交通を実現していく必要があると考えているところであります。

次に、消防団協力事業所制度の推進について伺うのご質問の団員確保の観点からも推進されてしかるべき制度であると考えが見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

消防団協力事業所制度につきましては、消防団活動に積極的に協力している事業所を認定することで、消防防災活動への気運の醸成と地域の消防防災力の充実強化など推進を図ることを目的とし、平成22年に創設されたもので、従業員が消防団に2人以上入団していること、従業員の消防団活動に特段の配慮をしていることなどを認定の要件としており、事業所から消防団活動に対する理解と協力を得ることで、消防団員が消防団活動に参加しやすい環境が整備されることとなり、団員の確保が期待できるものであります。

質問にございますように、団員確保の観点からも有益な制度でございますので、機会を捉えながら事業所訪問などを実施し、推進に努めてまいります。

次に、当町における消防団協力事業所数と協力事業所に認定されるメリットはのご質問にお答えをいたします。

本町の消防団協力事業所の認定数につきましては、1事業所のみとなっております。また、認定される協力事業所へのメリットにつきましては、事業所の地域貢献の一つとしてご理解とご協力をいただいているつもりであり、現在のところ、特に設けられておりませんが、各自治体の事例を参考にしながら、事業所がこの制度に理解を示していただき、本制度が推進されるよう内容

について検討してまいります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

それでは、答弁に即しまして、何点か質問をさせていただきます。

昨年度から平泉地域公共交通会議というものが設置され、望ましい公共交通の形をつくれるように協議を重ねているとのことですが、まずこの委員の選定というのはどのようにやったのか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

平泉町地域公共交通会議の委員ですけれども、これは法律である程度決まっております。

1号から7号までの委員おまして、1号は公共交通の一般の事業者になります。バスの会社とかタクシー。第2号は公共交通の組合などの団体の者です。あと第3号は町民、第4号としては国及び県の道路管理者、行政執行機関、あとは平泉町の代表者、あと学識経験者が6号、あと7号としてその他、長が認める者としまして、今現在は町民の代表としましてはお2人ですし、あとは一般社団法人の平泉観光協会の事務局長を含めまして、全部12人で構成されております。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

その町民2人というのは、何か選定基準というのがありますか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

町民2人としましては、平泉町の区長会の会長様と平泉町の地域婦人団体協議会の会長さんのお2人に入っております。

あともう一人、町民の代表ということではなく、先ほど申し上げたとおり、その他町長が必要と認める者ということで観光協会の事務局長さんにも入っているという形になっております。

議 長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

そうすると、今後、委員のほうが増えることもあるという認識で大丈夫でしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今まで4回行ってきました。それで、非常に多くの課題が出されておまして、先ほど議員がおっしゃったとおり、民間の事業者の撤退というものがきょうも岩手日報に出ていた状況です。

それで、これ行政でだけやっていくとなると莫大な支出というものが予想されるわけでありまして、ここは民間の事業者と町で、やはり、よりよい関係で、またさらに地域住民の方々の足を確保していくという必要があるかというふうに思っております。

それを実現するためには、今現在は交通会議であります。1ランク上のさらに上の法定協議会というものがございまして。これにしますと、非常に法律に基づいてかなり強引ではありませんけれども、皆さんが認めるものであれば時間帯を変えることなども容易にできるようになります。

それをするためには、地域住民の代表の方々ももっと多くしなければいけませんので、今現在、ちょっと内部で検討しておりますが、協議会への格上げというものもちょっと視野に入れなければいけないような状況にはなっております。

一関市では、ご存じのとおり、非常に数多くの町村が合併してできておまして、平泉町クラスのかつての町が7つ、8つくっつかっているわけですので、そこを一つにまとめるのは非常に困難かと思うのですが、平泉町の場合は、ご存じのとおり、県内でも一番面積の小さい行政区となっておりますので、もっと簡潔にできるのではないかという予想でスタートしましたけれども、やはり非常にこの地域懇談会、またはアンケート等を分析しましたところ、やはり非常に多くの問題が内在しているなというふうに感じておまして、これらを解決していくのはちょっと容易ではないなという形で、その上の法定協議会までを見据えて、現在内部で検討をしておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

非常にわかりやすい答弁で、ありがとうございます。

それでは、次に、この答弁の中に交通空白地帯という言葉が出てきました。この言葉、私のほうでも調べまして、厳密なその明確な定義というものはないようではございますけれども、実際、この当町において、この交通空白地帯と認識されている地域、あるいは今後、そのような地域になる要素を持っている地域、それはどの辺であるか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるとおり、交通空白地帯という明確な定義はございません。現実には、タクシーを頼めばどこでも行けるわけですが、当町のほうで認識しております空白地帯は、定期的なバス等が行かない地区という形で考えております。

その地区に当たりますのは、やはり長島の山間部、平泉町側でも一部、7区、8区部分にも存在しているということを確認しております。

この部分に関しましては、そのバスが入っていけないような道路というものもありまして、ほかの市町村で行っている対策等を見ますと、やはりジャンボタクシーぐらいのものであれば入っていいのかというふうには思っておりまして、そういうもののデマンド型、すなわち予約型の公共交通の設置というものも今、検討をしておるところです。

今後、免許返納等もございますけれども、今現在、バス等の乗車を見ますと、やはり自家用車を持っておるために乗らないという返答が多いわけですが、現実に交通弱者と言われている方々は、既に免許を持っていない方々が多いわけですので、その自家用車の有無というものとは、実は公共交通というのは微妙にずれた位置にあるかなと思っております、その辺も含めまして、ちょっと今後その交通空白地帯の解消というものを何とか考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

今、お答えいただいたように、本当に交通空白地帯というのは、町内にさまざま点在しているようではありますが、実は私の手元に平成30年度の第1回平泉町地域公共交通会議要旨のほうありまして、その中にやはりこのデマンド導入など、そういう体系の見直しというものを論じられています。

ただ、しかしながら、同年度の第2回会議では、町としてはまず既存路線を残して、それを活用していきたいというふうにも論じられております。その対策というのの青写真を平成31年度の早い段階で示すと、そういう記述がありますが、先月26日にですか、令和元年度第2回の会議行われたと思いますが、その中で何かその既存路線を残す対策というのは論じられたのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今年度の第2回の公共交通会議では、既存路線をどうしていくかという問題は当然のことながら出ておりました。

それで、やはり非常に赤字路線が多くて、バス事業者からは地域の方々もういいと言うのであれば、今すぐにもでも撤退したいというようなご意見もいただいたところです。

ただ、これはいずれ訪れるであろう高齢化社会を見据えた上では、ぜひとも存続していきたいと、してもらいたいというふうに考えておりまして、やはりバスをなぜ利用しないのかというようなことを細かく分析しまして、やはりできるだけバスを乗りやすいものにしていくという工夫が必要なのかなと思っております。

ですので、やはりこういうバス路線があって、例えば一関に行くにしてもこういうバスを乗り継いで行くと幾らかかるとか、そういう細かな普及啓発というものも必要なのかなということで、それに関しましては、それほど時間かからずに当課のほうで対応できるのではないかとこのように思っております。

いずれ、最初に申し上げたとおり、皆様の足を確保するという意味であれば、町で行っていけば一番早いわけですが、ただ、それを維持していくには、当然のことながら非常にコストのかかることとなりますので、民間の事業者さんたちとやっぱり協働しながら、いい対策、いい路線を維持していくような形で考えていかなければいけないなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

今、答弁いただきましたように、なかなかいいアイデア、画期的なアイデアというのはなかなか浮かびにくいものだなというふうに、そういうふうに思いますが、そうすると先ほど私も少し言いましたがデマンド交通の導入という話もあります、例えば、町内で、多分、先輩議員が何度もデマンドの導入という話、一般質問で取り上げていたとは思いますが、導入に当たって障害になっているものというのは、今おっしゃった費用のほかにもどういったものがあるかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

デマンド型の交通、タクシーの場合であると予約システム等が必要になりますが、本来ゼロからつくりますと結構な費用等にかかるようではございますけれども、既に一関の一部でそのシステムはつくっておるということで、導入にはそれほど費用はかからないようです。

ただ、現実にはどれだけの方が利用するのかということは大きなネックになってきておまして、これは確かにドア・ツー・ドアということで、皆様の利便性を上げると意味ではプラスなのですが、結局、それらを利用していく方がどれだけあるかということが、存続していく上では現実に先行しておるところでは問題になっておるところが、きょうの岩手日報にも出ておりましたが、そういうことが問題のようです。

あとは、同じデマンド型でも乗り合いバスのようなものも今あるようですので、その辺をちょっと検討をしていって、地域に平泉町の周辺にあります公共事業の民間会社の方々と実現性についてやはり検討模索をしていく必要があるなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

そうすると、デマンド、さまざまな障害はあるとは思いますが、この交通会議の要旨に運転手不足というものがあるのですけれども、これは当町でもやはり実際に、仮に導入するとすれば不足するものなのではないでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

運転手不足につきましては、バス事業者様からもタクシー事業者様からも声は出ております。

ですので、これは町で行うべきかというのはまた問題はありますけれども、運転手の確保というものも非常に重要になってくるのかなと思っています。

このバス路線の廃止に関しましては、利用者の少なさによってバス路線廃止というものの大きな原因がそこにあります。運転手不足というものもありまして、やはり路線を増やすことというものを維持していくというのが運転手が少なくできないということも、一つの原因として挙げられているようです。

ですので、その辺も今後大きな問題にはなってくるかなというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

今、課長のほうから町で行うべきかというふうな答弁ございましたが、昨日、同僚議員が一関のほうの、一関でしたか、ちょっと失念しましたが、その地域公共交通のほうを社会福祉協議会のほうに委託する形という話をしたと思いますが、私もその後ちょっと調べまして、別にその社協に委託する形というのは全国的に特に珍しい形ではないようですが、当町と全国のほかの自治体の社協、規模を比較するのも難しいですけれども、当町の社協ですと体力的なもので難しいのかちょっと伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

きのうも一部お答えした部分と重複しますが、社会福祉協議会で行っている部分というのは、ほかの地区では結構あります。今現在でも、障害を持った方等の輸送というものを行っておりますけれども、さらに公共交通を担っていただくということは、当町にとっては非常に理想的なことかなというふうには思っております。

ただ、今現在では、まだそういう体力がなかなかないのかなとは思っておりますが、そういうふうに委託できるような状況というものが生まれるということは、担当課としても非常に理想的なことだなというふうに思っておりますので、ぜひそういった形の社会福祉協議会に担っていただけると非常に助かるなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

公共交通会議の議長といいますか、もやっておりますので、ちょっと補足させていただきますけれども、当初の計画では今年度内にきちっとした計画をつくって、来年度からというような意気込みで会議は進めておったわけですが、やはり1回、2回、3回といろんな部分の現在ある公共交通の洗い出しから問題点等を出し始めますと、そう簡単に計画すらちょっと見えてこない部分がございます。

先ほど課長のほうから申しあげましたように、そのデマンド交通なりタクシー割引、そういうような話も当然出てくるわけですが、これは費用の関係もございますから、いろんな面で検討していかなければならないということと、デマンドタクシーというのがあるのですね。

いわゆるタクシー会社にそのまま、デマンド方式というのは、端的に言えば、予約して乗り合いで目的を果たすようなイメージという、いろんな方法あるわけですが、それも一つ。それから、単独でタクシーで普通のタクシーを呼んで、そしてそのある程度の金額を決めて、それ以上の場合は町のほうで補助するというやり方もあったり、いずれにしても、問題になるのはそれ相応あるわけですが、有料が基本になるということですし、現在走っております患者輸送につきましては全部無料でございますので、その辺との兼ね合いとか、それから空で走っているバスはどうするかというような問題、そして、アンケートといいますか、地域懇談会等が出た、いろんな意見出たわけですが、その中でなぜこれが問題化しているのかというのの第一点は、医療機関に行く足がないというのが第一のようです。

そして、あともう一つは、買い物に行く足がないというようなことになっておりますけれども、例えば、その辺だけを中心に考えた場合に、町内に医療機関というのはそうないわけですし、ほとんどが一関、奥州市ということになります。

だから、そっちのほうまで行くのの経路、どんな形でつなげていくか、そういうようなことまで考えますと、ということでいろんな諸問題は何かというようなことに対しては、そんな中身が細々にあるわけです。

したがって、大変あれなわけですけれども、年度をまたがって来年まで持ち越してもいいから、もう少しきちっとした議論を深めましょうというような、今そういうような状況でございまして、当初、年度内3月までにはと言ったのが、来年度までかかるのも仕方がないというような判断をしているところでございまして、そして、もう一つは、その計画を立てた場合には、その地域に入って実際に説明をして、その地域の人が納得いくような形でなきゃだめだというようなご意見も先生方からはいただいておりますので、そんな取り組みも必要になってくると。

あと、社会実験的なこともやってみながら確立していくというようなことも出てきますので、これはかなり奥の深いことではございますけれども、ただ、だから何ともできないということではなくて、これを解決するためにこれから頑張って、そういう計画をつくっていきたいということではございますので、よろしくご了承をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

今、副町長のほうからとても丁寧な答弁いただきまして、本当にこの時間のかかりそうな問題というか、問題ですので、本当に地域住民の方々と話を深めながら取り組んでいただければと思います。

次に、消防協力事業所に関する質問を答弁に即していたします。

たしか、平成29年の定例会3月会議におきまして、私のほうで同じような質問をいたしましたときに、町内建設業者の指名要件に係るポイントで優遇があるような答弁いただいた記憶があるのですけれども、ちょっとその辺の説明をもう一度お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

具体には、優遇というような形の措置として規定しているものではございませんけれども、その地域貢献のやっぱりそのしていただいている事業所だということになれば、その中で町内発注の事業であれば、その中で指名に当たっては若干の優遇措置はあってもいいのではないかなというようなことでのお話、答弁でございました。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

すみません、説明のほうありがとうございます。

そうなりますと、今現在、この町内の消防協力事業所になるというメリット、それが存在しないということになります。実際、実は全国的にも協力事業所に対する優遇措置をとっている自治体というのは本当にとっても少なく、1割程度にしかすぎないようです。

ただ、その1割の中に具体的にどういう優遇措置があるか、少し紹介いたしますと、例えば、本当に少額ではあるものの法人事業税や個人事業税の減免措置、あるいは市や町の広報紙への企業広告無料掲載、あとは団員1人につき上限をつけての企業への報奨金を幾らか出すなど、そういったものがあるようです。もちろんそれも各自治体の財政によりけりという問題ではあります。

ただ、当町では町長が辣腕を振るいまして、企業誘致を成功させております。恐らくそれに付随する形で、平泉町に今後、移住してきてくださる方もいるかもしれません。そうなったときに、そういう方が消防団に加入すること、このことは地域にいち早く溶け込むことと同義でありますし、また、それを企業が消防団協力事業所になり後押しすること、これは企業にとっても地域にいち早くなじむための最適化になると思っております。

団員確保にもつながり、移住者の方々の地域交流にもつながる可能性のあるこの制度にメリットを持たせること、これは双方に便益をもたらすのではないのでしょうか。改めて、消防団協力事業所制度に当町ならではのメリットを持たせることを熟慮していただき、検討をしていただければと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

ただいま議員のほうから具体的なメリット等についての案件等も示されましたので、それらを参考にさせていただきながら、他の県外も含めまして、さまざまな自治体どのような方策をとっているかということを検討させていただいて、その中で有用なものがありましたら、それを参考に

というような方向でしばらくの間、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

本当に総務課長、特に町長には消防のほうにとっても尽力してくださっているとは重々承知しておりますが、今後も前向きに検討していただければと思います。

以上で私の一般を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

このまま一般質問を続けたいと思います。

通告9番、佐々木雄一議員、登壇質問願います。

9番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

会議の冒頭、町長より私事ではありますが、全国町村監査協議会表彰について身に余るお言葉をいただきまして、大変感動しております。残りの任期も今まで以上に吟味して審査してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました組織改革についてとスマートインターチェンジ周辺事業の進捗状況の2点について質問をいたします。

2021年度からの次期平泉町総合発展計画の見直し時期に当たり、その佳境に差しかかっておりますが、策定する前提条件の環境が近年激動していると私は感じております。

働き方改革により労働環境の変化、会計年度任用職員制度の導入による人件費の上昇、また大型事業でありますスマートインターチェンジ、社会教育施設、これらの大型事業がここ数年で一区切りします。それと、ここにおいででの管理者の大量退職時代が迫っているということでもあります。今年度末で4人、その後、3人、4人とここに出席の管理者11名が退職年齢に達するということとなります。

このような激変の時代に総合発展計画をさらに推進するために組織改革は必須と考えますが、これまでの行政執行の課題とこれからの考え方をお伺いいたします。

働き方改革等により、一人一人の情報管理処理能力が今まで以上に高度な要求をされる状況にあります。町当局は情報セキュリティーは、副町長以下、各課長が主体となり確立されおり、専任職員の配置は考えていないという従来からの考えがありますが、これらを再考する考えはありませんか。

また、専任職員にかわる役割を担う管理職、課長補佐クラスのスキルの底上げが必要と考えます。その方策をお伺いいたします。

さらに、私の記憶でもないことではありますが、現職の職員が3名病気で亡くなるということが起きました。人生80年代後半の平均寿命からすれば、これからまだまだと言える年齢で残念でなりません。謹んで哀悼の意を表するとともに、お悔やみを申し上げる次第であります。

いずれの方々も病気が原因とお聞きしております。町当局においては、定期健康診断はもとよりメンタルヘルス研修など、職員の健康に十分配慮されていると思いますが、これら予防診療の機能が発揮されているのでしょうか。職員の衛生管理は十分であったかを見解をお伺いいたします。

スマートインターチェンジ周辺の事業については、インターチェンジ周辺の乱開発に歯どめをかけるという思いで地権者組合方式など、あらゆる方策を駆使し、最終的には民間企業主体による開発になりましたが、協議会設立も遅れぎみとお聞きするところですが、スマートインター開通までおおよそ1年となってきましたが、どのようになっているのかお伺いします。

また、スマートインターチェンジの駐車場についても、町民からも使わないときの町民利用について多目的利用が可能かという声が多くありますが、これらはどのような状態にあるかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

佐々木雄一議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、組織改革についてのご質問の総合計画の見直し時期でもあり、働き方改革や会計年度任用職員制度、管理職の大幅な入れかえも予想される。大型事業も一段落するこの時期に総合計画推進の新たな組織にすべきと考えるが、これまでの行政執行の組織の課題とこれからの考え方を伺うのご質問にお答えをいたします。

組織機構の見直しにつきましては、平成27年度の行革推進委員会において議論された結果に基づき、企画部門を独立させ、充実を図るため、当時の総務企画課を総務課とまちづくり推進課の2課に分けるとともに、北上川治水対策室を廃止して建設水道課の係とし、平成28年4月から組織再編を行ったところであり、このうち、まちづくり推進課の新設については、社会教育施設やスマートインターチェンジ等の整備に向けた課題解決の取り組みや少子定住化対策の先鋭化など、総合計画実現に向けた政策的事業の実施、重要施策を加味した企業誘致活動が可能となったことなどの成果が上げられる一方で、所管事業が広範囲かつ多岐にわたっており、持続可能なまちづくりを見据えた総合計画の進行管理を行うため、人的体制を含め政策の総合調整機能をさらに強化することが課題であると認識しております。

働き方改革の取り組みが本格化し、会計年度任用職員制度が開始される令和2年度においては、平泉町総合計画の見直しに加え、行政改革大綱、行政改革プラン、定員管理適正化計画などの改定時期が重なっておりますので、公共施設への指定管理者制度の導入予定や各種計画での整合性を図りながら組織再編の具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、働き方改革等により情報管理処理能力が求められるが、専任職員の配置は考えないという従来からの考えに対し再考はないかのご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

庁内ネットワークやグループウェア、町ホームページなど、全庁的なシステムを除き、各種情報システムの運用は担当部署ごとに行っていることから、専任職員の配置は現段階で考えており

ませんが、効率的な行政運営を行う上で組織の情報管理処理能力の強化は必要不可欠と考えておりますので、組織再編の検討とあわせて検討したいと考えております。

次に、専任職員にかわる管理職や課長補佐クラスの底上げの方策等はどうかのご質問にお答えをいたします。

現状では、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティポリシーに基づき、各管理職がシステム管理者としてシステム運用を行っておりますが、システムのセキュリティ確保や安全なアクセス、機密性を確保するためには、職員の情報管理処理能力の向上が求められることから、システム管理者をサポートする役割を担う課長補佐クラスの職員を対象に含めて、専門研修等を実施するなど、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の衛生管理は十分であるか見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

職員の衛生管理については、毎年実施する定期健診及びストレスチェックの結果に応じ、面談などきめ細かな事後対応を行っているほか、全職員を対象にメンタルヘルス研修を実施し、ストレスマネジメントを学ぶ機会を設けております。

また、総務課と各管理職が連携して、所属職員の超過勤務の縮減及び年次休暇の取得促進に取り組んでおり、今後も心身ともに健康で働くことができるよう職場環境の改善と職員の健康保持に努めてまいります。

次に、スマートインターチェンジ周辺事業の進捗状況についてのご質問のスマートインターチェンジ駐車場の多目的利用の可能性はないか伺うのご質問にお答えをいたします。

平泉スマートインターチェンジ周辺開発につきましては、乱開発にならないように町で基本構想を定めた上、民間による開発を促進してまいりまして、8月8日に事業の実現に向けた実行組織を構築することを目的に民間主体で平泉スマートインターチェンジ周辺事業戦略協議会準備会、10月2日に平泉スマートインターチェンジ周辺事業戦略協議会を立ち上げております。

当町の立場としては、会場貸しと事業説明、協議会がまとまったときに行う地権者会とのマッチングとなります。

協議会には、開発、出店等に関心を示した企業や金融機関等、11社が集まり、基本構想をもとにまちづくりの方向性や整備スケジュール等について確認しております。

駐車場につきましては、検討を進めておりますが、基本的には駐車場ですので混雑時には難しいですが、その時期を避ければ所定の手続を行うことで多目的に利用することは可能になると考えております。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ただいまの話の町長の話の中でわからない言葉が出てきたのですが、少子定住化対策の先鋭化というのは何を指しているのかお聞かせ願えますか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

少子定住、これから進む高齢化社会を歯どめをかけるような形で担当課を設けて、それら定住化を進めていくという意味で先鋭化していくと、目的を明確にして、それらを進めていくための部署ということで今回、当課を設けたというような形になるかというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

焦点を絞ってという意味でよろしいのですね。何か先鋭化というと、何か争い事のように思いましたのでお聞きしました。

さて、町長もいろいろ講演会受けて、幹部職員も受けていると思うのですが、私も政務活動費によりまして、東京で講演会を受けてきました。それは自治体におけるデジタルガバメントの今後の動向ということで受けてきたのですが、私も議員生活多少長くなりましたので、昔にIT基本法ができたときには、町ではどのようにするのかということ saying きてきた覚えがあります。

その後、行政手続法の設定や官民データ基本法、そしてことしの5月にはデジタル手続法ができました。これらの法律によって、今後、日本は今までは電子政府と言ってきたのですが、もう言わなくなって、デジタルガバメントとってデジタル社会に対応する全てがデジタルで完結する社会を目指す法律が通っております。

ということは、今後、これら順次、いつも市町村は努力義務ということですが、いずれ遅れていくとこれら大変なことになるなという気がしたのですが、この中で言われているのは、何度も私が言っておりましたけれども、働き方改革、これらの人手不足を解消するには今の仕事をデジタル化し、いかに省略するかということ政府は考えやってくるわけです。

それで、今までと何が違うかということですが、その中で説明されていたのは、内閣府が打ち出しておりますソサエティという言葉でございました。ソサエティ1.0から5までございまして、何かとえば、ソサエティ1というのは狩猟の時代、2は農耕、3は工業、4は情報、5はこれからの新たな社会だと、まさにこれからソサエティ5.0になるよと、その基本法となるのがデジタル手続法と言われているもので、これらは基本的には、デジタル、基本原則としてはデジタルファースト、どこかで聞いたことあるような言葉ですが、全ての手続をサービスを一貫してデジタルで完結すると。

ワンスオンリーとって、1度出した情報は2度提出するようなことをしないと。コネクテッド・ワンストップとって民間サービスを含め、複数の手続、サービスをワンストップで実現する。これを民間を含めてやるということですから、社会全体がデジタルでつながるということを標榜しております。

その中で、行政手続のオンラインの原則ということで、これが行政手続はオンライン実施を原則とすると、これは地方公共団体は努力義務とはなっているけれども、やらないとすればやらない説明責任を、やるならやる説明責任が出てくるということのようでございますし、本人確認や

手続、納付についてもオンラインで実施するというふうなことになってくるという説明でございました。

何か今までも同じようなIT基本法できたときには、同じような夢を持ったのですが、それ以上に今回は何が違うかというスマートフォン等が普及し、一般の人が各自が端末を持っているという社会に突入したのですよということでございますから、いつもまで紙に縛りついていてはどうかのでしょうかという、講師のお話でございました。

それに鑑みて、今後、平泉町における組織改革、組織改編なりについて、町長なりの今後のイメージといたしますか、私がこの講演を聞いてとったイメージと町長が私のお話では不十分かとは思いますが、それで今後、平泉町はどのようにすべきか、一言お願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、拝聴させていただきましたが、まず第一に思ったのは、まず自分の頭の中を整理しながらデジタル化しなければならないということをまず今、率直に思ったところであります。

そういった中には、従来、今までやられてきている今の状況をやはりきちんと整理しながら、先ほど答弁の中にも今後、その再編に当たっては、検討をさせていただくという内容を踏まえての答弁をさせていただいたところであります。

いずれ、今まで平成27年に行革の推進委員会において、こうして議論されたことを、いずれまちづくりという新たな課を設置して、今後、定住化対策等々も含めながら、少子高齢化も含め定住化対策をしていくためには、やっぱり企業誘致ということは大変大事な部分だというふうに思っております。

そんな中で、提案させていただいて、今それで進めさせていただいております。今、新総合計画立てる今、中途ではありますけれども、そういった中で、今まだ、今アンケートをまとめている途中ではありますけれども、途中の情報をまちづくりからもお聞きしますと、やはり年代、若い世代からやはり年配の世代まで、やはり定住化進めるためにはやはり働く場をやはり求めているという声が物すごく多いというふうに思っております。

そういった中では、この平成28年4月からですか、実施させていただいた部分については、そういった意味ではいい方向に進んできたのかなというふうに思います。そのためには、皆さんのお力添えもいただいて、ここまで至ったわけでありましてけれども、今提案のように今後さらにどのような形がいいかというのは検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今、議員おっしゃってましたソサエティ5.0というのは、これは恐らく遠くないうち訪れるだろうというふうには予想しております。

それで、岩手県内で一部の市町村でもう既に取り組んでおる事例はございます。花巻市では一

部行っておりまして、奥州市でも検討に入ったということでした。

ただ、県南部では、町村では検討しているところはまだないという状況で、その中で一番わかりやすいものは、例えば、こういう会議の議事録等を手打ちではなくコンピューターで直すと、それを全く今、手をつけずに直せないまだ状況のようですが、それをあつという間に書面にして校正できるようなシステムを今つくっているそうです。

それで、町村としましては、そのところに割く人もちょっと今の段階ではちょっと考えにくくて、市の段階でそういうシステムをつくり上げた段階で、町村とも共有して、できるだけその働き方を改革できるような形でやれないかということで、今、県南広域振興局を主体として研究会を立ち上げて、企画サイドの部課長会議を行っているという段階です。

当町でも、いずれそういう社会は来るかとは思いますが、いずれ花巻市で行っていて、1.5人分のぐらいの削減にはなったということでしたが、それにもまして今現在、費用がうんとかかっているということで、費用対効果の面ではどうなのだろうということの指摘をされているという問題点を出しておりました。

ただ、いずれ働き手が少なくなってくれば、こういう考え方に基づいた機構改革というものも今後必要になってくる可能性はあるのかもしれないというふうに思っておるところですが、まだまだ今、研究段階だということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

世の中の流れは携帯は5Gといって5世代目に入るわけでございまして、全然別な世界になりつつありますし、自動運転、自動車も自動運転の時代がもう数年先を予想しているジャーナリストもおりますけれども、そういう中で、内閣府が言っているソサエティ5.0は、まさにそのことでありますし、IoTにおいてはもののITと言われる全てのデータが蓄積され、それらのディープラーニングでAIによるディープラーニングによって、より解析される時代になってきておるわけでございますが、いずれ組織改編についてもそれらを意識したものにならざるを得ないと思うのですが、その場合に今の業務をデジタル化して効率的な部署というのは、庁舎内的にはどの部署、総務課とか、町民福祉課なのか、そういう部分はどのような把握の仕方をされていますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

現在の平泉町役場の部署で申し上げますと、町民福祉課が一番、その面では進んでいるものではないかなというふうに捉えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

私もそう思いますし、保健センターなども母子手帳紙ベースですが、議員研修で行った長井市においても、もうスマートフォンでやってくれという声のほうが多いということなどを考えますと、もう既にそういう時代になっているのだなというふうに私も感じますので、それらのところからまず手をつけるべきだと思うのですが、ただ我が町においては、情報処理と言ってもセキュリティポリシーに基づくその管理のみを意識しておりますけれども、これからデジタルのそのデータをどう生かすか、どう引き出して分析し、町民にどう還元するかというところがちょっと弱いような気がするのですよ。

そのためにも、ここで職員のやはり足並みをそろえるというか、どの辺に弱み、強みがあるあるのか、それらのやっぱり共通した部分、ベースを一度つくっておくべきだと私は思うのですが、それらについてはどのようなお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるソサエティ5.0というのは、先ほど申し上げたとおり、そう遠くないうちに来るだろうとは思っています。

ただ、先ほど申し上げたとおり、県南局エリアでは、町村ではなかなか検討すらできていないという状況で、市のレベルでも、一関市で検討にまだ入っていないくて、奥州市では検討に入った、花巻市では一部、町民福祉課の窓口等に対してもう実践しているという状況で、根本的にはその問題の共有からスタートしてやっていくということのようですが、やはりなかなか町村では取り組んでいくというのがなかなか難しいのかなと思っておりまして、先ほど申し上げたとおりで、県南局エリアではある程度、市でソフトウェアともちょっと違うのですが、そういうシステムを今、市のほうでつくりつつあるようですので、そういうものがある程度、平準化できた段階で、町村にもぜひともそういうものを導入させるような形で一緒にやれないかという話を今、県南局レベルで研究会の中で検討しているという状況です。

ただ、議員おっしゃるとおりの職員の中の足並みをそろえる、もしくは考え方を統一するというふうなことは必要なのかもしれないと思いますので、ちょっとこれは今すぐ確実なことは申し上げられませんが、ちょっと検討させていただければなというふうに思っています。

情報関係は当課で所管しておりますので、それらのソサエティ5.0に向かう道なりというか、その辺につきましては、ちょっと検討させていただければなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

町長も先ほど言われたように、大量管理職が入れかわるといこの時期にこそ、危機こそチャンスということがありますから、ぜひとも検討していただきたいなと思います。

それで、今、何からやるかと、先ほど母子手帳の話をしましたけど、千葉市などでは道路の補修箇所についてはスマートフォンで住民から情報提供をいただいて、位置情報などがありますので、

それでデータ管理をして素早い工事に結びついているというような例等もありますから、まずやれることというのは、検討することもまず必要ではないでしょうか。

127台のパソコンは入れたけれども、ただ今までの業務をただ続けるということではなくて、やはりそこに付加価値をつけなければ意味をなさないものだというふうに思いますから、ぜひともそこら辺一工夫をお願いしたいと思います。

それから、あとは健康管理についてですが、これについても大変残念、健診をして、それでも見つけにくい箇所や部位の病気だったというふうに察するものではありますが、ただ、日経新聞で読んだ記事によると、町でも集団検診等もやられておりますが、がんセンターでも余り効果がないよとされている検診もやっていると、これは税金の無駄遣いだというふうな記事があったので目にとまって見たのですが、何かと言ったら、前立腺のがんにかかわる血液中の物質を調べるPSA検査というのがあるのだそうですが、これはアメリカでは、アメリカの予防医学作業部会によって調べたところでは、55歳から59歳以外についてこういう検査を推奨していないと。

ですから、55歳から69歳でも検査を受けた1,000人中、10年以内に前立腺がんで死亡するのは4人から5人、検査を受けない場合、5人だと、ほぼ変わらない。かえって検査することによって、いろんな障害、排尿障害等を生ずる事例のほうが多いというような検査もあるよという新聞記事があったのですが、当町ではどのような実態にあるかお聞かせ願えますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

ただいまのご指摘の検査については、当町の検査項目の中にも入っているようでございます。

実際、その検査でその判定、再度検査を要するよう、C判定ですか、C判定等の再検査を要するというような形の結果が出ている職員もあるというようなことでございます。それをもと、今現在の中ではそれらも参考にしながら、いち早くそういうその病気があるのであれば、それを早く突きとめて治療に専念するというような方向で進めてまいることが重要なものであるというふうには考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

国の指針といいますか、それでも全部の検査をすればいいというようなものではなくて、これらについては、県独自なり、町独自でやれると思うのですが、この前立腺がんについては、症状が出ないのであれば検査しても不利益のほうが多いということのようですから、これらについては、町独自で判断できるものと思いますけれども、どのように考えておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

この場で即判断ということは難しいところでございますので、専門機関、専門的な医師の方々からの指導を受けまして、その中で今、議員からの指摘があったような内容であれば、その辺については検討させていただきたいというふうに考えます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

それでは、ぜひとも検討して、町民の健康を守る意味でも、当町は医療費の少ない自治体ということで誇っていたのですが、果たしてどうなのかなと、現職の職員の訃報に接したときに、町民から健康を守るセンター長がどうなのという部分とか、3人というのは聞いたことないねということとか、それらの部位も全然違いますし、それぞれ病気が違うのかもしれないのですが、それらの関連性等も今後もう少し健康の町民を守る部分も含めて、職員も守る意味でもより検討させていただきたいというふうに思います。

（発言する声あり）

9 番（佐々木雄一君）

それでは、スマートインターチェンジについてお伺いいたします。

このスマートインターチェンジ周辺事業戦略協議会、準備会から協議会になりましたが、10月2日設立しておりますが、もう12月なのですが、今後の会議のスケジュール等についてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほど町長が申し上げたとおりですが、11社の方々が入って検討を進めております。それで、町も入って進めておるわけですが、あの方々から言われている問題点というのは、やはりちょっと事業者の名前は申し上げられませんが、問題点として出されている部分は、基本的にちょっと平泉町は土地が高いということは言われております。

これは以前から言われていることで、やはり公共事業が多く入っているために地価が高いというのが平泉町の傾向になっております。それとあとやはり行政のかかわり方について、工業団地と同じように、造成を町でできないものかということは何回か要望はされております。

ただ、何度がこの議会でも申し上げたとおり、今現在の財政計画、あとは実施計画の中では、なかなかここに対する財政出動というのは難しいということで、ぜひとも民間のほうで整理できないかということで行っておるといところです。

ただ、これも既に来年度、令和2年度の令和3年3月にはスマートインターが開通するということまで来ておりますので、いつまでも引っ張ってはいられないなというふうには思っております。民間の方々にも決断を促したいというふうに思っております。

それで、一応年度内、年内は難しいのですけれども、1月の後半、もしくは2月の上旬にはもう一度開いて、結果としてどのような形になるかというのはまだ不透明な部分はございますが、

いずれ町としては、財政出動は難しいということでお話ししておりますが、何とか事業を成功させたいなというふうに思っておるといところでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおりの問題点ございまして、この事業者の皆様もなかなか決断に至っていないという状況でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

それで、地権者もじりじりしているというのは現実でありまして、どうなっているのだと責められても、私も答えられるものは一つもございませんが、いずれ来年が勝負であってというふうに私は思いますが、これら開通後もいつでもいいのだというのであればいいのですが、これらある程度、いつまでというめどを立ててやるのかということというのは、既に平成33年3月で開通すると、その後の地権者へのそれぞれ出る企業、どういう形になるかわからないのですが、まともまてこのままいけば一番ベストですけれども、そうでない場合も想定すると、地権者への対応は個々それぞれの企業がやるのか、町がそれにかかわってやるということはないとは思いますが、どのような形になるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

このスマートインター周辺の事業は、非常に難しい面がございます。ただ、これ平泉町では当初から一貫しておりますが、この先ほど来申し上げた財政出動というものは、ちょっとこの近年の状況では難しいですが、地権者をまとめる等のことは町で行いたいと思っております。

ですので、この企業さんが来ていただけるというのであれば、また地権者の方々を町がまとめる形で両者をうまくマッチングできればというふうに思っております。

また、もう一つ、今回、この企業の皆様があまくここに誘致できない場合であっても、地権者の皆様には今まで町が2回ほど説明していますので、そのもしうまくいかない場合であっても町が責任持って、当課のほうで説明をしていきたいというふうに思っています。

ただ、この機関に関しましては、この方々はやはり何なりかの町の助成を引き出したいというようなことはよく見えます。なので、非常にその協議会の中ではせめぎ合いになるわけですが、町としましては、なかなか今、先ほど来繰り返し申し上げるとおり、難しい財政の状況ですので、何とかいい形で企業の皆さんに進出してもらえるように働きかけたいと思っております。

いずれにしても、既に来年度、令和2年度になりますと、ついに供用開始の年度に入りますので、今のような形でいつまでも引っ張っていくというわけにはいきませんので、一区切りはどこかの段階でつけたいなというふうに思っております。

その辺も含めまして、今度の2月、1月末もしくは2月に行う会議で一定の方向性というのを導き出したいなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ぜひともよい回答を引き出していきたいと思います。

それでは、駐車場の多目的利用については、所定の手続を行うことで利用だというのですが、まず駐車場の管理はどのような形で行うのか、無料なので誰も置かないでしょうし、柵もつくるのか、つくらないのか、その辺はどのような形になるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

駐車場の管理ということでございますけれども、基本的には今回、スマートインターチェンジ出口に設けます駐車場は道路区域として整備するものです。結局、町道祇園線の一部というもので整備するものでございまして、そのために使用する際に条件として、一般的なことを申し上げますと、道路使用許可というような形をとっていただくということになります。

この使用許可というのは、警察への許可なのですが、それによっていろんなことができる、舞台も組めるし、やぐらも組めるしとか、露店も出せるしとか、いろいろ条項はあります。例えば、消防の訓練もできるしというような形もできます。

そして、それに伴ってやり方、やり方というか、その申請に伴って消防演習、消防の練習などにはお金はかからないというのがありますし、公共施設が公のためにやるものにもかからないというのがございますけれども、ほかは1申請につき2,300円かかるというのが一般的な使用許可の願いです。

ただし、これは道路とも共通しているものでございます。今回はある程度、閉鎖できる駐車場でございますので、この辺の具体的な方策は今後、警察と詰めていって、極端な話、閉めてしまえばもうそこは閉鎖で一般交通の影響は全く受けない状況になりますので、その辺をあとちょっと警察と詰めていかなきゃなと思います。

一般的なものとしては、道路区域なので道路使用かなというのが、今考えられるところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、道路で柵もつくるということになるのだと思うのですが、私もあるとき、一関インターチェンジ、夜間に通りましたところが満車でございました。無料駐車場ですが、そのような使い方を多分するのだろうかというふうに予想するのですが、その場合に平泉スマートインターについては、真ん中が道路を通過しておりまして串刺し状態になっておりますが、片方だけ閉鎖してそういう利用に供するというような使い方、先ほど道路の一部として整備するということ

ですから、道路を閉鎖するという事は、そうしますと可能だというふうでよろしいのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

その駐車場を2つに分かれるわけなのですけれども、2面とも全部埋まるというのはまず限られた日数になると思いますので、2つあけておくということは今段階ではちょっと、通常2つあけておくというのは今段階ではちょっと考えてはおりません。

あとは今後、使用方法などについては詰めていくわけなのですけれども、一般的にはどちらか一方、恐らく東側になるのかな、そちらのほうをあけておいて、西側は不要なものをあけておくといったずら等もございますので、そちらのほうは閉めて運用するほうが多いのではないかと、今段階ではそういう形で考えております。

ただ、利用方法等、詳細にまだ詰めてございませんので、今後また検討していくところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

スポーツ関係だと教育委員会だと思うのですが、例えば、教育委員会でこの駐車場を使う、使わせたい、使いたいという団体があるかどうか、あるとすればどういう団体なのか、思い当たる部分はございませんか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

スポーツ関係ということでご質問いただきましたけれども、現時点では、ちょっと想像がつかない状況です。すみません。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

先ほど駐車場も許可さえとれば使える状態になり得るということでございますから、スポーツ団体とも協議して、不足している施設の代替として提案されてはいかかかと思いますので、今後団体とも協議していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は12月12日午前10時から行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 阿部 圭 二

同 三枚山 光 裕